

むつ市議会第247回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和3年3月4日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第32号 工事請負契約について

（市立苫生小学校空調改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの）

第2 議案第33号 特定事業契約について

（（仮称）田名部まちなか団地整備事業に係る特定事業契約を締結するためのもの）

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）9番 富岡直哉 議員

（2）11番 鎌田ちよ子 議員

（3）16番 富岡幸夫 議員

（4）18番 原田敏匡 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛
公営企業 管理者	村田	尚	選挙管理 委員長	畑中	政勝
農委 員会長	坂本	正一	総務部長	吉田	真
総務部 部長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	中村	久
福祉部長 健康推進 課長	須藤	勝広	健康 推進部長	中村	智郎
子ども みどり skidse office こころ にり所	菅原	典子	経済部長	立花	一雄

都部	市整備	中	里	敬	都整建技政推	備術進	市部設監策監	小笠原	洋	一
川所	内庁舎	木	下	尚一郎	大所	畑庁理	舎長	伊藤	大治郎	郎
協庁	野所	工	藤	和彦	会管	理	計者	野藤	賀	範
選委事	挙務	木	村	善弘	監事	査務	委員長	田中	宏	司
農委事	務局	金	浜	達也	教	育部	長	角本		力
上局	下水	濱	谷	重芳	総政推	務進	部策監長	杉澤	一	徳
福祉推	祉進	工	藤	淳一	上水政推	道進	下局策監長	眞野	修	司
上水副	水道	川	島	一彦	企政企	策調	画部整長	福山	洋	司
企政工	策略	一	戸	義則	財務	課	部長	石橋	秀	治
福高福	祉齡	吉	田	由佳子	経産政	緊対	部用長用長	小林	睦	子
都整都	市計	黒	澤	幸太郎	都整土	課	市部持長	柳谷	真	吾
教委事	務課	工	藤	大介	上水水	総	下局課幹	立花	永	咲
上水水	道主	太	田	貢	総総主	務	部課幹	井戸	向	秀
										明

総務部
総務課
主任

菊池 亘

総務部
総務課
主任

柏谷 諒

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主幹

佐藤 孝悦
青山 諭
堂崎 亜希子

次長
主幹
主任主査

中野 敬三
葛西 信弘
井田 周作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、2月26日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、昨日市長から、今定例会に提出されております議案の名称の一部、令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算書の一部及び令和3年度むつ市下水道事業会計予算書の一部に誤謬訂正がありますので、お手元に配信しております。

なお、タブレット端末に登録されているこれらの資料は、既に訂正済みでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第2 議案上程、提案理由説明

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第32号 工事請負契約について及び日程第2 議案第33号 特

定事業契約についての2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第32号 工事請負契約についてであります。本日は、市立苫生小学校空調改修工事に係る機械設備工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、議案第33号 特定事業契約についてであります。本日は、（仮称）田名部まちなか団地整備事業に係る特定事業契約を締結するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました2議案については、3月10日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第3 一般質問

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより富岡直哉議員、鎌田ちよ子議員、富岡幸夫議員、原田敏匡議員、住吉年広議員、濱田栄子議員、浅利竹二郎議員、佐藤広政議員、佐藤武議員、山本留義議員、杉浦弘

樹議員、野中貴健議員、工藤祥子議員、佐々木隆徳議員、東健而議員、佐賀英生議員の順となっております。

本日は、富岡直哉議員、鎌田ちよ子議員、富岡幸夫議員、原田敏匡議員の一般質問を行います。

◎富岡直哉議員

○議長（大瀧次男） まず、富岡直哉議員の登壇を求めます。9番富岡直哉議員。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） おはようございます。本定例会、一般質問のトップバッターを務めます会派未来への轍の富岡直哉でございます。むつ市議会第247回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1項目め、地域行事等の開催に係るガイドラインの作成についてであります。新型コロナウイルス感染の拡大の影響により、昨年まにこの時期より、市内においても臨時休校やイベントの中止など、様々な場面において感染防止のための措置が取られ、正体が見えない敵との闘いの始まりでありました。それ以降、町内会を主体とする多くの地域行事については中止となる状況が続いておりますが、1年を経過した現在においても、引き続き活動の自粛をされているところが多い状況にあると感じております。

また、昨年市内では、ほとんどの祭りや伝統行事が中止を余儀なくされ、まちにちょうちんの明かりがともることもなく、季節感を感じることもない非常に寂しい1年でありました。

コロナ禍2年目となる今年は、社会情勢も大きくさま変わりし、感染防止対策を徹底しながら日常生活を続けるというウィズコロナの視点によ

り、各主催団体では感染対策を十分に施した上で、祭りや行事の再開に向け、様々な観点から検討が重ねられておりますが、実施に当たり、感染症対策をはじめとする多くの課題解決に向けて大変苦慮されております。

青森県観光国際戦略局により公表されております青森県観光入込客統計の令和元年度の実績では、大湊ネブタでは約2万人、田名部まつりでは約8万5,000人と、この統計からも新型コロナウイルス感染症による参加者や観光客の減少に伴うさらなる市内経済への影響が懸念されるところであります。

実施に当たっては、一人一人が感染対策を万全に行うとともに、参加する人、そして見る人、全ての方々が安全安心に実施できるよう積極的な感染対策に関する情報が重要と考えます。

このことから、1点目は、地域の実情を踏まえた各種行事の実施における留意事項やチェックリストなどをまとめたむつ市独自の地域行事等開催に係るガイドラインが必要と考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、各種地域行事等に対する支援策についてであります。1点目のガイドラインも大きな支援につながると考えますが、コロナが完全に終息していない現在、今年開催を目指すに当たっては、各種団体とも限られた運営費の中で、より効果的な感染対策を模索している状況であります。

また、市が主催ではなくても、規模が大きい事業やイベントに対しましては、例年と異なる形で観光客の受入れなども想定されることから、関係機関と連携の下、現況下では特に感染対策の面において、市のサポートというものが実施に向けての大きな鍵を握ってくるものと考えております。

地域行事は、規模の大小は関係なく、地域を活気づける起爆剤であり、社会経済を活性化させる

大きな役割も担っているものと感じております。感染対策を万全に講じ、地域の伝統を懸命につなごうとする関係者の努力が実を結ぶよう、開催に向け前進させていきたいと考えており、地域行事等に対する支援策についてお伺いいたします。

次に、質問の2項目め、健康診査及び検診についてであります。報道によると、昨年新型コロナウイルス感染拡大以降、全国的に感染の懸念から健康診断の受診控えが続いている状況にあります。自覚症状が現れにくい病気は少なくはないと言われている中、特に2人に1人はかかると言われているがんも、早期では無症状であることがほとんどと言われており、過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があり、定期的に健康診断やがん検診を受けることが生活習慣病の予防やがんの早期発見、早期治療につながります。

とりわけ青森県においては、人口10万人当たり何人ががんで死亡したかを示す2019年の75歳未満年齢調整死亡率は90.8%と、2004年から16年連続で全国の都道府県の中でワーストであることや、市区町村別生命表によると、本市の平均寿命は全国で男性がワースト4位の78.1歳であることなどを踏まえ、日々の検診の重要性を感じるところであります。

病気には、様々な原因がある中、ストレスは病気やがんを発症させる重要な要因の一つとされており、そのような観点からも、コロナ禍においては生活環境がこれまでと激変し、子供から大人まで、これまでと違った強いストレスを感じて生活している人も少なくはないと思います。

また、コロナ禍において働き方も大きく変化し、テレワークの導入や自粛生活による運動不足など、健康管理の面において、より一層の検診の必要性を感じており、1点目は、今年度の特定健康診査及びがん検診の実施状況についてお伺いいたします。

次に、コロナ禍における受診率の向上対策についてであります。市では、昨年度よりがん検診や特定健診の受診率向上、利便性向上に向け、インターネットによる予約を取り入れるなど、これまで様々な取組により、特定健診開始当初である平成20年度から令和元年度までの統計では年々増加し、12年間で約21%向上しており、同時に市民の健康に対する意識も向上しているものと考え、市を挙げて短命県返上に積極的に取り組んでいる結果であるものと認識しております。

しかしながら、前段で述べましたとおり、新型コロナウイルスの影響により、検診の受診控えが懸念されていることを踏まえ、来年度の実施における対策についてお伺いいたします。

次に、39歳以下の職場などで検診を受ける機会のない方を対象とした健康診査についてであります。私自身、職場検診の機会がなくなったのをきっかけに、改めて市で行われている各種検診の内容を確認してみましたところ、結核検診を除き対象となるものはなく、現在実施している特定健診をはじめとする多くのがん検診は対象年齢が40歳以上であるということが基本となっており、現在30代の私は受けることができません。

公的医療保険加入者全員を対象とした保険制度により、特定健診の対象者はメタボリックシンドロームが強く疑われる人、あるいはその予備群と考えられる人は男女とも40歳以上から増加し、男性では50歳以上では半数以上、女性も60歳以上で5人に1人という割合に達するという事などから、40歳以上の方が対象として行われておりますが、若いからといって健康であるという保証はなく、特に父を40代でがんにより亡くしていることから、より一層若い世代における健康管理の重要性を身にしみを感じているところであります。

また、むつ市総合経営計画の「健康まちづくり

の推進」では、「市民一人ひとりの健康意識が向上し、健康づくり活動の輪が若い世代にも広がり、まち全体が活気づく、元気で長寿なまちとなっている」ことを目指す姿としております。このことから、次世代を担う若い世代への健康づくりの推進とともに、特定健診において当市の課題とされている低年齢層への受診率向上対策となり得る39歳以下の健診について必要と考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、ワクチン接種による健（検）診への影響についてであります。4月以降、市内各会場や医療機関において、高齢者より順次接種が始まる予定であります。史上かつてない国家プロジェクトとなることから、医療従事者をはじめ多くの職員の方々のご協力の下、実施を迎えることとなります。通常業務と並行しての接種となることから、非常に大きな影響があるものと考えております。

現在市で予定されておりますワクチン接種のスケジュールでは、10月中までに希望する方全員の接種完了を目標とし、約半年間にわたりワクチン接種が実施される予定であります。例年では、5月中旬より特定健診などを含む各種健（検）診が開始され、日程が重複することが想定されますことから、新年度におけるワクチン接種による各種健（検）診への影響についてお伺いいたします。

次に、質問の3項目め、市制施行62周年事業についてであります。当市は、昭和34年9月に旧南部藩、斗南藩ゆかりのまち田名部町と海軍のまち大湊町が合併し、県内8番目の市となる大湊田名部市としてスタートし、翌昭和35年8月に日本で最初の平仮名の市「むつ市」と改称し、一昨年には市制施行60周年を迎え、市民の皆様こぞって各種記念事業を実施するなど、市を挙げてお祝いしました。それから2年となる本年9月1日をもっ

て市制施行62周年を迎え、当市にとって記念すべき節目の年となります。

新型コロナウイルスにより大きな時代の転換期を迎えた今、この62周年をむつ市は新たなスタートラインと捉え、さらに市民一丸となり、アフターコロナに向かって明るい未来を切り開くべく重要な位置づけとなる本事業であると考えておりますことから、市制施行62周年に当たっての記念事業の取組についてお伺いし、以上壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 富岡直哉議員のご質問にお答えいたします。

まず、コロナ禍における地域行事等の開催について並びに健康診査及び検診についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。私からは、市制施行62周年についてのご質問、記念事業の取組についてお答えいたします。

現時点で決定している62周年記念の事業といたしましては、斗南藩150周年記念事業がございます。このほかにも複数企画しておりますが、関係団体の了解を得ながら、今年度内に順次発表してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） コロナ禍における地域行事等の開催についてのご質問の1点目及び2点目につきまして、一括してお答えいたします。

青森県が2月27日に発表いたしましたガイドラインとして、「イベント開催制限の考え方について」がございます。それぞれのイベントにつきましては、こちらをご参照の上、ご対応いただきたいと思います。不明な点につきましては、市感染

症対策室にお問い合わせいただければと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、健康診査及び検診についてのご質問の1点目及びご質問の2点目につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

今年度の特定健診受診者は約2,300人、受診率24.5%、人数では前年度比で約1,000人、率にして10%落ち込む見込みとなっております。また、がん検診においても2%から3%の落ち込みとなっており、新型コロナウイルス感染症に対する警戒感から受診控えが発生しているものと認識しております。

来年度、市といたしましては、感染症対策を十分に行った上で集団健診を行うとともに、かかりつけの医療機関等で個別検診を行っていただくなど、受診率の向上に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。国民健康保険加入者の特定健診は、40歳以上の方が対象となっておりますものの、39歳以下の方に対して任意に健診を行うことは生活習慣病の発症を防止する上で有効であると考えております。市では、30歳以上の方を対象に、人間ドックに対する助成を行っておりますので、こちらのほうをご活用いただきたいと存じます。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。ワクチン接種と健（検）診の会場及び日程の影響につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種とは別に健（検）診に係る日程を例年どおり確保しておりますので、市民の皆様には影響はないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、コロナ禍における地域行事等の開催についての1点目、本市独自のガイドラインの作成に

ついてありますが、県のほうのガイドラインをしっかりと読み込んで活用していきたいと思っているところでありますが、昨年からのコロナ禍において、地域行事の開催や町内会の活動について、これまで市にどのような相談や要望などが寄せられていたのかということをお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

町内会からは、総会の開催の可否につきましてのご相談が数件寄せられております。総会を開催するに当たり、3密や感染リスクが高まる5つの場면을回避するなど、感染予防対策を講じて開催していただくよう、全町内会に文書を通知させていただいております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。やはり昨年は多くの行事が中止ということで、具体的な感染症対策に関わる問合せが少なかったと思いますが、日々状況が変化しておりまして、主催者においてはどうすれば開催できるのかというように、昨年から捉え方も大きく変わっている状況にあります。そのため、今後においては検討を重ねる上で、感染対策についての相談や新たな課題が生まれてくるとの思いで、このガイドラインが重要となるということで、このような質問をさせていただきました。

また、今後においては、ぜひ市独自のガイドラインを定めることによって、市内で行われるイベントにおいて共通認識を持つことにより、各種事業のスムーズな運営にもつながると考えており、より充実したガイドラインにするためにも、実際に見えてきた課題や新しい症例などを踏まえ、追加修正し、改訂に改訂を重ねる必要があると考えております。ぜひ今後に向けて、当市のガイドラインの作成についてよろしくお聞きいたします。

次に、質問の2点目の地域行事等に対する支援策についてであります。今後も従来どおりの3密を避けることが求められることへの人数制限や帰省の自粛など、様々なことが想定されます。その救済策の一つとして、特に大規模なイベントやお祭りにおいて、新たな情報発信のツールとして、市の大きな広報媒体であるユーチューブチャンネルを使ったライブ中継を活用することにより、混雑対策にも有効な手段と考えますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） ユーチューブチャンネルのライブ中継は行えないかということでございますけれども、野外のイベントの対応につきましては、技術的に難しく外部委託が必要となりますが、1月に海上自衛隊大湊音楽隊にご協力をいただきまして開催したコンサートのように、屋内での開催で、かつインターネット環境が整備されていれば可能でありますことから、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。ご答弁にもありましたとおり、1月に62ちゃんねるのほうで海上自衛隊の音楽隊によるニューイヤーコンサートのライブ中継を拝見いたしまして、非常に情報発信の幅が広がったものと感じております。やはり生配信は録画と違い、同じ時間に同じ空気感を味わうことができるものでありますし、コロナ禍においては新たな情報発信のツールとしてユーチューブの活用は期待するところであります。終息後においては、実際に当市へお越しいただききっかけづくりにつながっていければというふうに考えております。

また、コロナ禍において各種団体の事業実施に当たっては以前とは大きく変更を伴うことから、

感染対策という面において、事前周知は大きな役割となってくるものと思いますし、より多くの方に届く形での周知が必要と思いますが、この点についての対応をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 事業等実施における事前周知に関するご質問でございますけれども、やはり地域活性化のために、これまでと同様に広報むつなどの広報媒体を活用いたしまして、積極的に情報の発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） やはり市の情報発信機能がむつ市の情報を収集する上で一番の頼りであり、かつ広域的にわたって周知できるという観点からも、様々な制約はあるかと思いますが、相談があった際は、ぜひ柔軟に対応していただきたいというふうに考えております。

次に、特定健診及びがん検診の実施状況についてであります。今年度は想像以上の落ち込みでありましたけれども、受診した方からは、待ち時間がなく非常にスムーズであったとの声も寄せられております。今年度においては、インターネット予約の本格的な運用も始まっており、その効果の反映についてはどのように分析しているのか。また、今年度の実施状況を踏まえて、受診向上に向けて、会場設定や時間設定などの検討状況についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

今般受診の状況がスムーズだったということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、時間差での受付時間を設定するなど、受付の工夫をしたところ、こちらのほうで効果が如実に

現れたというふうにご考えてございまして、来年度もこのような健診体制を継続していきたいと考えてございます。

そして、受診率に向けた会場設定などの変更についてでございますけれども、今年度までは午前中に胃がん、大腸がん、肺がん、午後からは子宮頸がん、乳がんを実施し、女性であれば一日がかりの検診でございましたが、来年度は午前中に全てのがん検診を受診できるよう、日程を数日調整してございます。よって、検診に費やす時間が短縮され、働き盛りの世代の市民の方々も受診しやすい体制になろうかと期待しておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。ぜひ今後も市民ニーズに対応した効率的な受診体制となるようよろしくお願いいたします。

また、受診率がなかなか思うように伸びない要因として、事業所健診の結果が反映されていないことも多くの自治体において課題のようであります。本市における事業所健診の結果の情報提供の現状について伺います。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

事業所健診の結果等につきましては、ここ3年、およそ170件程度の情報提供をいただいております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。本市においては、多くの事業者などからのご協力により、積極的に情報提供をいただいていることが分かりました。ただ、受診率の数値を上げることが目的ではなく、正しい数値が反映されて、正しい

現状を把握することにより、次の対策へとつながることができると思いますので、この情報提供体制のさらなる強化とともに、受診率向上に向けて積極的に取り組み、長寿のまちとなるよう、市民の皆さん一丸となって健康対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、39歳以下の健康診査について再質問いたします。本市では、39歳以下が健康チェックできる対策の一つとして、人間ドックの補助を行っているとのことでしたが、この受診状況について伺います。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） 人間ドックへの助成についてお答えいたします。

30歳以上39歳まで、国民健康保険被保険者を対象に、通常3万円程度人間ドックの費用として負担いただいておりますけれども、こちらを自己負担1万円の受診できるようになるような助成でございます。市内では、医療機関で7件、実際に特定受診者としてご利用いただいているというふうな実績がございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。やはり人間ドック、そして健康診断とも若年層においての受診が課題のようであります。20代から30代の方にとっては、人間ドックはまだ遠い存在と感じる人も多いかと思いますが、近年は特に若い世代においては働き方も多様化してきている中、今後より一層若い世代の健康をどう守るかということも課題となってくると思います。

また、若いうちからの健診を習慣化することにより、40歳に到達した時点での特定健診の受診へともつながってくるものと考えておりますので、手軽に、そして気軽に受けることのできる39歳以下の健診の導入について、積極的に検討をお願い

いたします。

次に、ワクチン接種による健（検）診への影響についてお聞きいたします。2回の接種ということもありまして、仕事の関係などにより、健（検）診とワクチン接種を1日で済ませたいという方も想定されますが、その際、検査への影響はどのようなか。また、当市では現状、同日に健（検）診とワクチン接種両方の予約は可能となっているのかについてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） ワクチン接種と各種健（検）診の日程調整に影響はないかということでございますけれども、新型コロナウイルスのワクチンにかかわらず、予防接種の一般論といたしましては、接種後に副反応が出現することがありますので、こういったことにつきまして、まずご自身で健康の調子がいいときに受けていただくというふうなことで、個人でこういった注意をしていただくことが肝要であると考えてございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 了解いたしました。まずは、健（検）診の受診者の落ち込みを例年の水準に戻すことが現状における課題かと思えます。

また、コロナ禍においても、今まで同様に命と健康を守る対策を続けなければなりません。様々な取組により、毎年着実に受診者が増加しており、これまでの取組の成果が結果として実を結ぶよう、新年度においても周知をはじめとする受診対策についてよろしくお伺いいたします。

次に、最後の項目となりますが、市制施行62周年について再質問させていただきます。やはり特別な位置づけでありますので、10年刻みの事業とは一味違ったものとなってくるかと思えますが、60周年記念事業との差別化をどう図っていくのか。また、併せて市民や企業、そして各種団体の

皆様に対して呼びかけていく取組など、62周年の具体的なコンセプトについてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 62周年記念事業の位置づけということになりますけれども、市長の施政方針の中にもございますけれども、やはりこの自治体にもない数字でありますので、特別な位置づけにおいて、市政を盛り上げていきたいとまずは考えております。

この中で、現状コロナ禍ということで、いつにどのようなイベントをやるかというのは、なかなか難しい状況にはありますけれども、確実にアフターコロナ、またはウィズコロナという時代に入っていきますので、この62周年という節目を契機といたしまして、ぜひむつ市の市民の皆様のご輝く笑顔を取り戻していくような、そのような事業を民間の団体にも冠事業等を実施していただくようお願い申し上げながら、そういう機運を醸成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。この62周年というものを市民の皆様にご認知していただくためにも、積極的な広報活動を行うとともに、冠事業実施の際は、60周年では単独で行われることが多かったのですが、例えば近隣の会場で行われる催しや大会を融合することにより、にぎわいの創出のほか、新たな運営方法の確立により、事業費の縮減、スタッフの集約などにより事業の継続へとつながっていくような、今後を見据えた取組もこのようなタイミングで検討していく必要があると考えますが、現状と今後の在り方について市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほど部長が答弁したとお

りでありまして、なかなか現時点で具体的な事業を申し上げられないというのは事情があって、そもそもコロナであるということから、全体の事業についてお示ししづらいと。

さらに言えば、62周年の周年事業というのは全て令和3年度の予算案の中でお示しさせていただいているということもあります。

さらに言えば、もう決まっていて、本当に喉元まで、発表したい事業というのはたくさんあるのですが、これは関係団体がいらっしゃって、そちらの発表を待ってしか私たちは発表できないという部分もたくさんございます。したがって、本日はこの程度に収めていただきたいなと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。人口減少が見込まれる中、事業を継続させていくためには、早め早めの対応が必要となる中、この62周年は今後を見詰め直す一つのきっかけとなり、有意義な記念事業となるとともに、むつ市の元気を取り戻す原動力となることを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大瀧次男） これで、富岡直哉議員の質問を終わります。

ここで、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（大瀧次男） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。11番鎌田ちよ子議員。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） おはようございます。公明党、公明・自由会派の鎌田ちよ子でございます。

初めに、今年度をもち勇退されます氏家教育長をはじめ職員の皆様におかれましては、長年にわたりむつ市発展のためにご尽力をいただき、敬意と感謝を表する次第であります。今後とも、さらなる当市発展に豊富な経験からのご助言、ご指導をよろしくお願い申し上げ、質問に入らせていただきます。

むつ市議会第247回定例会に当たり、2項目4点にわたりご質問いたします。簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

質問の1は、コロナ禍「命こそ宝」安心して暮らせるまちづくりについてお伺いいたします。働き盛り、がんに罹患した方々への支援についてです。がんは、1980年代初頭より日本人の死因の第1位です。昨年厚生労働省が発表した2019年の人口動態調査においても、第1位は悪性新生物（腫瘍）で、37万6,392人が亡くなり、全死亡者に占める割合が27.3%であり、およそ3.7人に1人は悪性新生物（腫瘍）が死因となっています。

がんは、医療が進んだ現代におきましても、依然として国民の生命と健康にとって脅威です。一方で、医療の進歩、早期発見、予防の重要性が認識されることなどにより、5年生存率は68.6%を超え、がんイコール不治の病ではなく、がんとともに生きる時代へと変貌しつつあります。そして、生存率の向上に伴い、外来で治療を受けながら就労を続けられるよう、厚生労働省は2020年度、療養・就労両立支援へ診療報酬の改定を行いました。

がんと診断された後、35%の方は依願退職や解雇となり、自営業の17%が廃業しています。退職の理由は、「職場に迷惑をかけたくない」、「がんになったら気力、体力的に働けないだろうと予測したから」など、これから先の漠然とした不安が

理由として上位に挙がっています。

がんを罹患された方の就労継続には、医療的支援と精神的支援が早い段階から必要と考えます。そして、就労世代と重なりますが、AYA世代と呼ばれる15歳から39歳のがん患者対策につきましても急がれています。進学や就職、結婚、妊娠、出産と人生の節目を迎える時期と重なり、さらに同じ年齢の患者であっても、家庭や就労、経済状況など、取り巻く環境は千差万別です。より一人一人の事情に寄り添う相談支援が必要であり、特にAYA世代においては、ご家族のケアも患者本人と同じくらい大切です。

がんを早期に発見するには、検診の受診率を高めることが最も大切であると考えます。それに加えて、事業主の健康に関する意識を変えること、企業の理解と協力が重要です。

1、人口動態調査から見るがん罹患者の実態について、2、がん検診におけるコロナ禍の影響とがん発見率について、本市の現状と課題、今後の取組についてお尋ねいたします。

次に、介護保険制度についてです。平成12年4月、家族形態の変化により、少子化、核家族化の進展、高齢者のみの世帯の増加や介護する家族の高齢化など深刻な問題と、介護を支えてきた家族をめぐる状況の変化を背景に、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みとして創設され、介護保険制度は20年を迎え、大きな転換期に差しかかっています。急速な高齢化の進展で、介護を必要とする人は約3倍にも膨らんでおり、介護保険制度を今後も維持し、老後の安心を支え続けなければなりません。行政手続のデジタル化の観点から、介護認定調査員の事務負担軽減についてお尋ねいたします。

要介護認定者数の増加に伴い、要介護認定調査票と介護認定審査会資料の確認作業は、特に人手を介していることから時間を要します。郡山市は、

要介護認定事務について、AI実証実験を株式会社N T Tデータ東北と協定を締結し、AIを活用した業務改善効果の検証を始めています。

株式会社富士通四国インフォテックでは、ICTを活用した認定調査票を電子化したタブレット端末における訪問調査モバイルを提供しています。コロナ禍と今後の人材確保の観点から、円滑な制度運営に行政手続のデジタル化を進める一環として、認定調査業務の効率化を図るべきと考えます。

国は2021年度、介護報酬改定に向けてウィズコロナという前提で事業者の経営の下支えするコロナ対策加算創設や通所介護における介護報酬について見直しをしています。コロナ禍における新しい生活様式への転換が求められる中、近年独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が顕著であり、制約のある保険内サービスだけでは生活が成り立たなくなっています。

2025年には、いわゆる団塊の世代の方々が75歳となり、介護需要が増加していくと想定され、介護人材不足は深刻な状況にあり、持続可能な介護サービスの在り方が問われます。

人生100年時代、高齢者やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するため、豊島区は介護保険サービスと保険外サービスを明確に区分し、柔軟に組み合わせ提供し、利用者の利便性やサービスの質の向上と、さらに介護事業者のサービス提供効率の向上や、処遇改善等介護職員への効果を目指し、2018年度から選択的介護モデル事業「混合介護」をスタートさせました。現在の介護保険では、保険内と保険外のサービスの組み合わせは認められていますが、利用の区分が明確になる場合に限定されています。例えばヘルパーサービスでは、利用者、高齢者本人の食事は作れますが、同居家族、利用者の夫や妻の食事は作れません。デイサービスの送迎

は保険内サービスですが、途中で簡単な買物をするため、スーパーなどに立ち寄ることは認められていません。

近年の独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加を踏まえたとき、制約のある保険内サービスだけでは生活が成り立たないことは必然と考えます。介護保険制度の維持に向けた改善策となる混合介護制度の導入について、ご所見をお伺いいたします。

次に、障がい者の親亡き後を見据えた地域生活支援拠点などの整備促進についてお尋ねいたします。福祉施設で仕事をしてきたことから、障害を持つ方や、その親御さんとの交流の中で共通する一番の不安は、親亡き後の子供さんの生活との声を多く伺います。国は、障害者の重症化、高齢化や親亡き後を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すべく地域生活支援拠点等の整備を進めています。

支援拠点の主な機能として、1、相談、2、緊急時の受入れと対応、3、体験の機会と場、4、専門的人材の確保と養成、5、地域の体制づくりです。必ずしも全ての機能を備えるということではなく、市町村が地域の実情に応じて判断し整備していくことになっています。

障害を持つ子供さんの親の一番の不安である親亡き後の子供さんの生活、その不安を少しでも解消させるために、またいかなる障害があっても地域で安心して生活できる環境の整備を着実に進めていただきたいと思います。現状と課題についてご所見をお伺いいたします。

質問の2は、循環型社会の実現についてです。吸水性に優れた日本製紙おむつは、海外でも人気で、コロナ禍以前は訪日外国人の方々のお土産として大変好評でした。そして、現在高齢化の影響で、特に大人用の紙おむつの国内生産枚数は右肩上がりで、2019年は86億枚、前年度84億枚で、毎

年5%程度増えています。乳幼児用は151億枚です。

使用済み紙おむつのリサイクルについて、分別に取り組む自治体が拡大しています。子供用の紙おむつはもちろん、高齢者の方の紙パンツや紙おむつなども広く普及し、これまで排せつ物が付着する紙おむつ類の処理は焼却するものと考えられてきました。しかし、使用済み紙おむつを分別回収し、処理し、再生パルプやプラスチックなどを取り出し、再生紙おむつに循環させるなどのリサイクルシステムが既に確立しています。

環境省発表の一般廃棄物排出量に占める紙おむつの割合は、2030年度は約7%前後の約245万トンから261万トンと推計されています。市内の使用済み紙おむつの排出量についてお尋ねいたします。

1、市内保育所、保育園などでの使用済み紙おむつ園内処理の回収方法と回収量について、2、市内高齢者施設や入院病棟における使用済み紙おむつの感染症対策と回収量について、3、一般家庭のごみとして回収している使用済み紙おむつの回収量についてお知らせください。

ユニチャームは、2016年から鹿児島県志布志市で使用済み紙おむつを回収し、パルプの部分をオゾンで滅菌処理し、再利用する実証実験を進め、2022年にリサイクル商品であることを明記して販売する計画です。そして、このような施設を30年度までに10か所以上に広げることを目標に進めています。

福岡県大牟田市では、2021年度から自治体と連携し、回収した使用済み紙おむつを使った実証実験を行い、早期の実用化を目指しています。これまで使用済み紙おむつの大半は可燃物として焼却されており、焼却炉の安定的な稼働や二酸化炭素排出量の増加など、環境負荷への懸念が大きな課題となっています。

環境省は、こうした課題を克服すべく、リサイクルの動きを全国に普及させるため、自治体向けのガイドラインを昨年3月発表しました。政府は、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、使用済み紙おむつのリサイクルにつながる取組が進み、再生することで地球規模の温室効果ガス削減を期待しています。

子育てに優しいむつ市、安心して暮らせるむつ市、近隣の自治体も巻き込んで循環型社会を実現していただきたいと考えます。使用済み紙おむつのリサイクル事業導入につきまして、ご所見をお伺いいたします。

以上、2項目について、明快かつ前向きなご答弁をお願いし、壇上よりの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、コロナ禍「命こそ宝」安心して暮らせるまちづくりについてのご質問の1点目について答弁をさせていただきます。当市における平成30年の死亡者数は816名であり、このうち死亡者数の約27%、223名が悪性新生物、いわゆるがんで亡くなられてございます。

コロナ禍におけるがん検診受診率の変化とがん発生率につきましては、現在検証中であります。コロナ禍というものがこれからいつまで続くのかということはありませんし、私たちとしてはこのがん検診受診率の変化とがん発生率については、しっかりとこれから評価していかなければならないというふうに思いますが、なおコロナ禍でありますので、現時点では検証中であるというふうにお答えをさせていただきます。

今後の検診受診率の向上への取組としては、日程の工夫や受診者の声をしっかりと反映させていただいて、この向上に取り組んでいきたいと考え

てございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、介護保険制度についてお答えいたします。介護認定調査のデジタル化の取組といたしましては、平成29年度にシステムを導入し、これまで手書きで作成していた調査票をパソコンで作成できるようにしております。さらに、令和元年度からはタブレット端末を5台導入し、訪問調査の際に携帯して、その場でも調査票を作成できるようにしてございます。

今後も引き続き介護認定調査事務の効率化を図り、介護認定調査員の事務負担軽減に向け、努めてまいります。

混合介護につきましては、介護保険適用外であり、自費負担が原則であること、介護保険サービスとの調整が必要なことから、担当する介護支援専門員の負担が大きいなどといった課題があります。市といたしましては、むつ市総合経営計画に掲げる「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域」を目指し、先進地の事例を参考に混合介護の研究に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、障がい者の親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の整備促進についてお答えいたします。市といたしましては、市内の事業所等の協力を得ながら短期入所の活用や、将来を見据えた障害福祉サービスの体験利用を進めるなど、限られた地域資源の中で関係機関と連携しながら、障害の状況や個々の特性に合った支援が継続されるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、循環型社会の実現についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 循環型社会の実現につい

てのご質問にお答えします。

紙おむつに関する現状についてであります。当市の使用済み紙おむつの排出量については、分別収集を行っていないため、環境省が昨年3月に策定した「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」に掲載された計算式による推計値になりますが、総量では年間約1,110トンとなり、昨年度のごみ総排出量2万2,691トンに占める割合としては、約4.9%となります。そのうち、市内の保育所及び認定こども園からの排出量につきましては、同じく推計値になりますが、年間で約66トンとなっており、回収方法につきましては、分別収集は行っておりません。

高齢者施設につきましては、介護保険施設からの排出量が年間で約248トン、医療施設からの排出量が年間で約115トンと推計されます。

使用済み紙おむつの感染症対策につきましては、環境省の感染症廃棄物処理マニュアルに基づき分別、梱包を行い、飛散、流出しないような適切な廃棄処理を行うこととしております。

一般家庭からの家庭ごみの使用済み紙おむつの排出量は、総量から各施設の排出分を差し引いた約681トンと推計されます。

使用済み紙おむつの処理方法につきましては、素材と排せつ物が混ざり合ってしまう、再生資源の回収利用は技術的にも容易なものではないことから、廃棄される使用済み紙おむつの多くは、市町村等でごみの処理施設において焼却処分されている現状であります。

使用済み紙おむつの適切な分別回収と再生利用により、焼却炉や埋立処分場への負担減少、二酸化炭素排出量減少、資源の有効利用が可能となりますことから、民間企業においてもリサイクル施設の運営や市町村へのリサイクルシステムの導入提案を行っている事例もございます。

ユニチャーム株式会社の取組もその一例であり

ますが、環境省のガイドラインにおいても、鹿児島県志布志市との連携事業として紹介されております。このようなリサイクルシステムの導入に当たっては、処理施設の建設費及び維持管理費の負担のほか、排出場所から処理施設までの収集時の衛生面の課題や臭いの発生、汚物を取り除く手間を要すること、また分別収集に要するプライバシーの問題等、適切な処理に向けた運用方法の確立やリサイクル技術に関する知見の蓄積等について十分な検討を要するものであります。

今後の取組といたしましては、他市の導入事例も参考にして、循環型社会の推進に向けた使用済み紙おむつの再生利用を含むごみ処理について、調査研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 2項目にわたる丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございます。再質問と要望等を申し上げますので、よろしく願います。

がん対策につきましては、富岡直哉議員の質問に対して、各項目で丁寧なご答弁をいただきましたので、その部分は割愛させていただいて、企業の取組について、今後のことということで、1点お伺いします。

青森県としては、働き盛り世代のがん患者が全国平均を上回っていることを重く受け止めまして、企業、事業所単位のがん検診について、受診しやすい体制づくりとして、これを要件にしたのが青森県健康経営認定制度ということで導入して、そのメリットを会社のほうにということで、そのような取組をしていると聞いておりました。むつ市としても、県の事業にも重なるところもございしますが、やはり若い人方の健診に関しましては、会社、事業所、企業、そこにアプローチしていかないと、なかなか進まないことかなと思うと

ころでございます。今後のことも含めましてお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

若い世代の健診受診率の向上を図るということが、結果的に当市の健康づくりに大いに貢献するということは私自身も認識を持っています。と申しますのも、我々むつ市の平均寿命、全国で男性の部分がワースト1位、市の部で1位ということになっています。この原因が、ありていに言えば、高齢者になってからなかなか長生きができないということではなくて、40代から60代の人が不幸にも亡くなるケースが多いというのが原因だと。ですから、県がそういう事業所を対象にした取組をやっているということもそうですが、私たちとしても事業所を対象としてすこやかサポート事業所認定制度というのをやらせていただいています。現在46事業所が認定をされていますが、この認定をする際の要件にも、従業員の皆さんが健診を全員受診しているかということも一つの要件となっておりますし、また県と同様に、我々もこれ青森銀行様と連携して推進している事業ですので、青森銀行様の特典ローンが受けられるというようなこともやってございます。

したがって、この事業、なかなかコロナ禍では進まなかったのですが、46事業所まで進んでいますので、これを積極的に推進することで、若い世代、働き盛りの人たちの健診受診率の向上を図り、もって健康寿命、そして平均寿命の向上を図っていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） すこやかサポート事業をぜひ強力に進めていただいて、特定健診プラスがん検診ということで、その部分も事業所の認定のときにはお話を1つ付け加えて、AYA世代、若い世代の方々に家族の健康、自分の健康、そのこと

を訴えていただきたいということをお願いいたします。

要望でございますが、若い方々を含め、働き盛りの方々にとりましては、そこから復帰するときのサポートが大切という思いがありまして、アピアランスケア（外見ケア）についてちょっとお話しさせていただきます。

治療法や検査技術の進歩により、がん患者の生存率は、この10年ほどの間に大きく伸び、2020年発表では、5年生存率は68.6%、10年生存率は58.3%、早期がんの場合は90%を超えています。がんが治った人、治療を受けながら仕事などの社会生活を営む人は、今後ますます増えることが予想されます。

こうした中、注目されているのがアピアランスケアです。治療などにより傷痕が残ったり、皮膚や爪の変色、脱毛といった外見の変化を生じることがあり、社会生活に大きな障害となる方がおります。こうした外見変化に対する悩みに関して、医学的、技術的、心理的に支援するアピアランスケアの必要性が高まっています。さらに、対処の方法をめぐり不適切な情報が流れているケースが少なくないと言われ、新たな健康被害を招かないように、医学的な根拠に基づいた的確な支援や適切な情報提供が重要と考えます。

2018年6月15日、帽子をかぶった写真が認められなかったのがん患者の切実な声から、警視庁は全国の都道府県警察本部に対しまして、運転免許証の写真に関するがん患者等への配慮について、抗がん剤などで頭髪が抜けた人に対し、医療用の帽子の着用を認めることになりました。また、かつらやウィッグなどの着用についても同様でございます。免許証の写真についての相談や理由を確認する場合、相談室で個別に話を聞くなど、プライバシーに十分配慮をするよう通達しています。

「医療用ウィッグに込められた真心」と題した女性の投稿記事が目にとまりました。62歳、大阪府在住の女性です。「ウィッグ1つをつくるのに、約30人分の髪の毛が必要で、小学校、中学校、高校生など、若い人たちが自分の髪の毛を伸ばし、協力しています。化学療法で治療開始から3週間たつと脱毛が始まり、ほどなく全て抜け落ちました。美容室で医療用ウィッグを購入し、本物の人の髪の毛なので、違和感なく使用しています。30人分の髪の毛、たくさんの方の真心が伝わってきて感謝でいっぱいになりました。絶対にがんに勝とうと決意しています」というような記事でございました。

がん患者の方々の心の痛みに寄り添うウィッグの購入の助成費導入について要望させていただきます。

続きまして、介護保険についてでございます。2025年、団塊の世代が75歳となり、介護需要が増加すると予想され、大介護時代とも言われています。老化や疾病で介護が必要となり、介護認定のための書類として訪問調査が重要でございます。

介護サービスは、収入などにより自己負担額が1割から3割まで定められ、それぞれ支給限度額が決められています。例えば一番支給が低いというか、一番最初に在宅の方々が介護認定を受けて、在宅で生活をしながらというところでは要支援の認定を受けるのではないのでしょうか。要支援1では5万320円です。これが要支援2になりますと倍近くの10万5,320円が限度額となっています。このような正確な訪問調査を行うには、やはり利用者に不利益が被ることのないように正確な訪問調査が必要と考えます。その訪問調査もやはり何件かということで、調査員の方々は、その仕事の中で大変苦労されているのではないかなと想像するところでございます。

私たちがいただいている2月25日の広報むつに

も、むつ市介護認定調査員募集の記事が載っていました。介護認定調査は、現在何名の体制で進められているのでしょうか。また、介護認定が下りるまで、どのぐらいの日程を要しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長健康づくり推進部理事（須藤勝広） 認定調査員の人数につきましては、16名でございます。むつ地区11名、川内地区2名、大畑地区2名、脇野沢地区が1名となっております。

申請から認定までの日数につきましては、なるべく早く認定結果を出すことに努めておりますが、全国、青森県、下北圏域とも平均で40日程度かかっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） ただいま部長から、認定が下りるまで40日ぐらいのお話でございました。なるべく認定が下りるまでを短く、AI、ICTを活用して、そのような取組に進めていただきたいことをお願いします。

そして、再質問もう一つなのですが、在宅介護や在宅療養を支える関係者の訪問時の駐車場の確保についてお伺いいたします。車で訪問する介護や医療従事者にとって、駐車場の確保は悩みの種です。特に今冬のように雪が多いときは、駐車場を見つけるのに四苦八苦です。市街地や住宅地など、訪問先で周辺に駐車場がなかったり、遠かったりとご苦労されていると伺っています。

愛知県豊田市は、高齢者の異変に気づいたときに市に連絡する見守りホットラインがあり、登録している事業所に呼びかけ、スーパー、コンビニ、金融機関、医療機関、薬局、美容室などで、みまもりほっとパーキングとして640事業所の参加があり、協力する事業所は駐車スペースを提供できる曜日と時間などを市に登録します。利用者、医

療機関、介護サービス事業所、障害者福祉サービス事業所、地域包括支援センター、市の福祉関係職員の方々は、利用する前に協力事業所に連絡して許可を受け、駐車中は利用証をダッシュボードの上に置き利用します。これまで駐車場探しなどに費やしていた時間が省け、関係者に大変喜ばれています。

本市におきましても、特に冬期間など、関係者はこれまでご苦労しているのではないのでしょうか。むつ市では、高齢者等見守りネットワーク事業を展開されています。そして、ここに登録されている企業や事業所の方々に広く呼びかけるなど、在宅の介護と療養を支えるこのスタッフの方々が安心して仕事ができる、そのような駐車スペースの協力について市民に呼びかけ、認定のところまで運べるような、そういう取組についてお伺いをいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

鎌田議員がおっしゃるとおり、介護認定に当たっている職員の在宅、特に在宅ということですが、安心して仕事ができる環境をつくるということも非常に重要なことだと思っています。ただ、本市の場合は、駐車場の確保が困難で業務に支障が出ているという相談というのは、今のところ、我々のところには入ってきてございません。ただ、高齢者等見守りネットワーク事業というのも、これも我々実施してまして、これは市内で113事業者の皆さんと提携を今現在しています。こうしたネットワークも活用しながら、ニーズに応えられる環境、これからしっかりと研究してまいりますと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 私は、6年ほどヘルパーをやりました。そして、ケアマネもちょっとやりました。やはり1日の訪問の件数が決まっております。

ですので、今まで止めていたところでも、行ったところ、止められないこともありまして。また、自分の休憩時間を押して、利用者本位で仕事をしてきた経験もございます。

今回質問に当たり、この駐車場スペースにつきましては、何人か仕事をしている方々にもお話を伺ったところなんです。そういうところがあると、安心して仕事ができるということで、またここにはこんにちは赤ちゃん事業とかは市の車で、市の車ということは市民の方に認識されるわけですが、今介護の現場は大変厳しい現状で、本人の車を借り上げみたいな形で皆さん現場で仕事をしております。なかなか介護の人の車ということで認識されないまま、ちょっと気分を害したり、いろいろなそういうちょっとしたトラブルなのですが、心配されているところなんです。よろしくをお願いします。

障害者の親が亡くなった後の支援について、拠点ということで質問させていただきました。これも同じように、むつ市では障害者計画として第5期障害者福祉計画を進めているところで、平成32年度末には、2020年になりますけれども、地域生活支援拠点の整備として、1か所の設置が目標として参りました。まだこの目標の形が見えていないということもございまして、今回質問をさせていただきました。

親の高齢化、まして本人も高齢化しています。また、重度化しています。この障害の現場は、在宅で見えていないところも含めて課題が山積のように思っております。緊急時とかは、市のほうでも対応されているとは伺っておりますが、この支援拠点の整備について、もう一歩進んでお答えをいただきたいと思って、再度伺わせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私どもとしても必要性というのは非常に認識してございます。ただ一方で、整備に向けた課題として、入所施設においては高齢化による介護施設への移行が難しいですとか、グループホームや緊急対応できる事業所、それから相談対応に当たる相談支援専門員の不足ですとか、医療的なケアが必要な場合の医療体制というのが考えられるということでもあります。

一方で、相談事業所というのが市内に6か所あって、緊急時の受入先というのも8か所あるということもありますので、私どもとしては本当に一つ一つの課題、しっかりと解決に向けて検討を進めながら、これからも取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 支援拠点につきましては、やはりそういうところがあるということで、障害者の方々の場の提供というか、皆さんが同じ目線で集まって、それから敷居が高くなく、気軽に心のうちを訴えられる場ができるのではないかと、横つながりのところが必要という、そういう思いで質問させていただきました。

質問の2の循環型社会に向けてでございます。ハードルが高いというのは、この質問の前にいろいろ調べたところで、実現するのであれば大変ハードルが高いということは承知をしておりました。

このハードルは、また別として、市長に1点お聞きしたいのは、SDGsの理念に沿うまちづくりということで、リサイクル事業も含めまして、どのように考えているのか、1点お伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

SDGs、17の目標というのが国際的に示されて、それを各国で守っていこうというこのプログ

ラムが国連で開始されたというのは、恐らく全世界的にもすばらしい第一歩になっているというふうに認識しています。むつ市も世界の一つ、世界のうちの一部でありますから、こうした取組に貢献できるようにしていきたいというのが私の切なる願いであります。

そうした観点から、むつ市総合経営計画、新しくこれから後期計画になるのですか、これを策定するというのが来年度あります。そうした観点もこの経営計画の中に盛り込んでいきたいと思えますし、その中ではリサイクルと、こういうことも取り上げるということで考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） SDGsに設定された17の目標と169のターゲットには、予防、削減、リサイクル、再利用による廃棄物の排出量を大幅に削減することも掲げられています。そして、よりよい地球環境を未来につなげていくことが求められています。いろいろな面から、このSDGsに挑戦をしていく、これが今の私たちに課せられた課題と認識しております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時36分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎富岡幸夫議員

○議長（大瀧次男） 次は、富岡幸夫議員の登壇を求めます。16番富岡幸夫議員。

（16番 富岡幸夫議員登壇）

○16番（富岡幸夫） むつ市議会第247回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、このたびのジオパーク再認定となりましたこと、誠におめでとうございます。ご尽力されました関係者の皆様には、深く敬意を表したいと思います。また、小学生から高校生までの皆さんには、教材として活用いただいたり、ボランティア活動に参加していただいたり、いろいろなことに取り組み、改めて感謝を申し上げます。

早速質問に入りたいと思います。第1点は、市長の政治姿勢であります。まず、この1年間を振り返ってみますと、何といてもコロナ、コロナ、コロナと、コロナ感染に翻弄されてきた一年でありました。国民の心配をよそに待望のワクチンが手に入るところまで来たとはいえ、いまだにその先の明るさが見えてこない状況にあります。このコロナ感染は、世界中を駆け巡り、それぞれの国のトップは、その対応に迫られ、政策に苦慮してきました。

そのような状況の中でも、国のトップの決断、英断によっては、台湾やニュージーランドのように、水際でその侵入を食い止めてきたところもあります。その辺は、なかなか難しい問題であり、国を開いて陸続きになっているヨーロッパ諸国においては、そううまくは行ってないようであります。

目を転じて我が国はどうかといえば、経済優先か、国を閉ざすのかと悩み、手をこまねいているうちに感染拡大につながってしまい、今日の姿になっているのではないかと感じております。トップである総理大臣の顔が見えないなどと国民の多くは歯がゆさを感じ、不満を漏らしているのではないのでしょうか。今日でも総理の代弁者は西村経

済再生担当大臣が主で、コロナ対策の指針を発表している姿は相も変わらずで、何とも寂しい限りであります。つけ加えて、総理の記者会見があまりにも少ないと、このことは裏に何かがあるのではと、げすの勘ぐりをしてしまうことでもあります。

私なりに思うのです。地方のトップと国のトップは違うのか。地域住民の声を身近に感じているのが地方のトップで、国民の声が中央まで遠過ぎて何も聞こえないのが国のトップなのか。いや、違う、そんなことはない。政治をつかさどる者は、責任感とか信条とか、そして感性が違うはずである。私は、そう思う。だとすると、この日本は大丈夫なのかとさえ頭をよぎってしまうのです。そう思っているのは、私ばかりでしょうか。

有事と言われるこの事態を克服していくのは、それぞれの国のトップの決断次第であり、それこそリーダーの手腕が問われるところではあります。このような状況下の中、難題を抱える各国のトップの中で最も脚光を浴びたのは、ドイツのメルケル首相の演説ではなかったのでしょうか。事態の深刻さの苦境を乗り越えるため、国民に向かって熱弁を振るった姿は、世界の人々に大きな共感を与えた、そのように感じております。国民を守るため、大きな決断を下していくことは、トップになった者の宿命であります。

ここで、再度我が国の総理のことについて触れると、安倍政権から菅政権へと替わったものの、相変わらず国民に対する国を代表する第一人者からのメッセージは伝わってきません。コロナは進行し続けます。国が駄目ならばと、業を煮やして我が地域の事態は自ら何とかしようとして地方を預かる知事たちは、独自の対策を発出してきました。その中で最もマスコミに取り上げられたのは、吉村大阪府知事、黒岩神奈川県知事などではなかったかと思っております。

青森県はというと、言うに及ばずであります。今日の新聞の見出しのとおりであります。がしかし、我がむつ市長は地域医療の脆弱さを補わなければならないと、その対策を訴え、自らの主張を貫く強い意思の表れた発言などで、中央メディアの取材を受ける場面ともなってきました。そのようなことが市民からは、何事にも真っ正面から向き合い、責任を持って職務に当たっていると好感を持たれ、ますます期待される要因になっているのではないかと思っております。

このように、リーダーは地域住民の信頼を得ていかなければなりません。コロナ禍にあっては、見えないものとの闘いであり、有事であると捉えなければなりません。行政、自治体のトップというものは、責任と判断力を伴う決断する勇気を背負って、時には辣腕を振るう覚悟を持っていなければなりません。

ここで質問ですが、このような状況で1年を過ごしてきました。市長は、毎日今述べたような覚悟を持って政務を進められているのだらうと私は思っております。ぜひここで、理想とするリーダーシップの一端を申し述べていただきたいと思うのであります。

そしてもう一つは、リーダーシップを発揮していく上で、メディア活用は何といっても必要なことであると思うのです。万が一市民の安全に関わるような不測の事態が発生した場合、その対策の方向性や決断した結果、即情報発信をしていかなければなりません。そのようなことなども含め、メディアとの関係性についてどのように思われているのか伺います。

次の質問は、田名部まちなか地区都市再生整備計画についてであります。この質問は、民間事業者に関わる質問となりますので、発言は注意して行いたいと思いますが、答弁についても同様と思われるので、答えられる範囲内でお願いをいた

したいと思えます。

昨年の暮れ、12月いっぱい旧田名部駅前通りで長年地域住民の食卓を支えてくれた大型スーパーの松木屋が営業を休止しました。このスーパーを利用してきた周辺地域の方々によりますと、とても利便性がよく、身近に親近感を持って買物ができたお店であったと伺っており、また遠方からのバス利用客の場合は、簡単に立ち寄れる都合のよいスーパーでもあったと言われております。

この通りの以前の姿は、人通りも多く、にぎわいがあり、市内で最も潤いのある商店街であったと記憶しておりますが、昨今の駅前通り、本町商店街といえば、誠にお寒い限りで、寂しさを感じる商店街へとすっかり変貌してまいりました。そのような状況になっても当スーパーは、地域住民、顧客のため、店内エリアの縮小をしてまでも営業を続けてこられ、非常にありがたい存在でもありました。そして、休業以前は、衰退した商店街の唯一核となるよりどころとする店舗でもありました。

従来から利用してきた方々、主に今となっては高齢者の方が多いのかもしれませんが、そして、その中には車による来店ではなく、歩いて買物にいられた方も多く見受けられていて、周辺町内からは買物を楽しみに毎日のように足を運んでいた方もいたようであります。

そのような方の休業後の今は、買物をしようと出かけようとすれば、時には誰かの手助けを必要とすることにもなり、遠くのスーパーまで高齢にかかわらず、体力、労力、経費をかけてまで行かなければなりません。大変困り果てている様子であります。

暮れまで営業を続けてきたスーパーは、建物の老朽化に伴い、消防法上の指摘を受け、やむなく休止をせざるを得ない事情があったようでありま

す。商店街組合の方々も、集客の核となるスーパーが休止することに伴い、存続の道はないものかと頭を抱えているありさまであります。市としては、このような現実を放っておくことはできないと思うのであります。現在進めている都市再生整備計画の田名部まちなか再生計画途上にある立場としては、この計画の目的である「人口減少下でも持続可能な街にする」、その目標の一つには、「歩いて暮らせる環境整備を進める」とあります。コンパクトシティを目指し、何事があっても計画期間内に完了となるよう着実に進めてもらいたいと思うのですが、いかがでしょう。

そこで質問の1つ、大型スーパー休止による近隣の商店街経済と周辺地域住民に及ぼす影響をどのように捉えているか伺います。

2つ目は、集客の核となる大型スーパーの休止により、着工されようとする田名部まちなか団地建設などコンパクトシティを目指す全体計画に影響はないのか伺います。

質問の3つ目は、新小川橋の改修の必要性について伺います。この橋は、マエダ本店の大湊寄り交差点から新町は田名部高校通りにつながるところの田名部川に架かる非常に狭い橋のことであり、日頃この通りは利便性が高く、交通量も多い通りであります。現状では、普通乗用車が擦れ違うのによやくという道で、常に危険性をはらんでいて、歩行者や自転車が通行しようとする、お互いが事故に遭わぬように気を使わなければならないところであります。

この地域は、学校、病院、買物に便利なところであって、学童からお年寄りまで、安全が確保できるのであれば、歩いてでも通行したいと思っているところで、今定例会の次年度予算には、田名部川に架かる最も古い橋、大橋の改修費が盛り込まれています。そうしますと、田名部川に架かる主な橋は、全て架け替えか改修が終わり、今回質

問の橋を除いては、ほぼ通行に支障がないこととなります。

そこで、順番とは言いませんが、問題が懸念されている橋としては、やはり改修に向けて検討されていくべきものと思っております。しかし、現状は見てのとおり、この通りには住宅が密集しており、全く余地がないところであります。よって、通行している方、地域住民の方々からも、改修について可能性は低いと諦められているのか、大きな声は伝わってきていないようであります。それでも、少数ではあります、貴重な意見として、これから先のことを思い余って、通学する子供たちのことや高齢者など、弱者に対し安全安心が図られ、通行できる橋にならないかと伺ってくる方もいます。

そこで、何かよい方法は、対処法はないものかとあえてお尋ねするものであります。

1つには、この橋の現段階の耐震診断及び長寿命化計画の結果についてお知らせを願いたいと思います。

2つ目は、橋の拡幅計画及び歩道橋の架設についての可能性と、今日まで検討されてきた経緯がありましたらお知らせください。

以上、3点についてお願いをいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 富岡幸夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についてのご質問の1点目、コロナ禍での首長の理想とするリーダーシップはどうあるべきかについてお答えいたします。私は、リーダーシップとは、人々の心をつなぐ働きかけのことだと理解をしております。したがって、コロナ禍における理想のリーダーシップとは、自分の言葉で丁寧に市民の皆様と語りかけ、その意識や行動の変化を積極的に促すことだと考

えています。ですから、例えば帰省の自粛をお願いしたときも、G o T oキャンペーンに対して言及したときも、第1号の感染者の方が発生したときも、自分の心からの言葉を発し、原稿を読む動作はせずに、論理一貫性を大切に、根拠を明確にしながら発信をいたしました。

また、こうした過程の中で信頼を醸成し、獲得し続けるため、成果を出し続けることも大切だと思っております。

P C R検査体制の強化、感染病棟の整備などの各種感染対策、給付金をはじめとする経済対策やマスク、ごみ袋の配付などの生活対策など、既に40項目を超えるコロナ対策を実施しております。

ただ、自分自身のリーダーシップは全く完成されたとは思っておりません。理想にはまだまだ先があると思っております。常に議員の皆様や市民の皆様と育ていただいていると自覚しており、本定例会においても、議員の皆様との議論を真摯に受け止め、さらに信頼され、求められる存在としてリーダーシップを発揮していきたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、リーダーシップを発揮、維持するためのメディアとの関係性について心がけていることについてお答えいたします。心をつなぐにコロナ対策に取り組むためには、報道と広報、これらは最も重要な要素の一つだと考えています。

まず報道について、テレビ、新聞、ラジオといった既存のメディアとの関係では、即時性、タイミングと言葉の洗練度の向上を心がけております。もとより報道機関が、いつ、どのような内容で情報を市民の皆様へ伝達するかは、私たちにはできません。一方で、私たちが伝えたい内容を伝えるように市民の皆様へお届けするには、報道をしてもらわなければならない場面が数多くあります。その際には、やはりタイミングの言葉

の洗練度、言葉遣いが大切になると考えています。

タイミングについては、例えばワクチンの接種に関して、国内でワクチン接種が始まった時点で当市のワクチン接種計画を発表すれば大きく取り上げてもらえることとなります。

また、どんなにタイミングがよくても、青森県内の報道の場合は、青森県や旧3市の発表が優先されます。タイミングに限らず、内容の精度がいかにむつ市のほうが高くても、そのようになる場合があるため、他自治体の動向についても十分に注意を払いながら、報道してもらえるタイミングを見極めております。

また、言葉の洗練度、言葉遣いに関しては、テレビでは10分話しても10秒、新聞では10分話しても3行しか取り上げてもらえません。そのことは仕方のないことですので、私としては取り上げてもらえる10秒と3行、これを最初から意識して発言をするように準備をしています。そのことによって、市の取組の真意と核心を分かりやすく報道してもらえることを心がけております。

次に、広報について、ソーシャルメディアとの関係では、メディアの特性に応じた対応と丁寧さを心がけております。報道では、時間や紙面の都合上、伝え切れなかった経緯や背景、内容を分かりやすく丁寧に発信できるのがソーシャルメディアの役割だと思っています。市の公式LINE、ツイッター、フェイスブック、むつ市長の62ちゃんねるでは、市の最前線の情報を余すところなくお伝えしており、2月末現在、市公式LINEの登録者数は6,633人、市公式ツイッターのフォロワー数は1万5,942人、むつ市長公式ツイッターのフォロワー数は6,959人、市公式フェイスブックへの「いいね」は3,406人、むつ市長の62ちゃんねるの登録者数は4,680人、動画の総再生数は33万1,320回となっております。

それぞれのメディアの特性はありますが、とり

わけユーチューブは、スマホを持つ全世代の市民の皆様が気軽に市政に触れる機会を提供できるメディアだと思っておりますので、昨年来強化を重ねております。

現在は、ユーチューブから収益化プログラムに認定され、再生されるごとに市に収入が入ることになります。具体額については、ユーチューブの規定上申し上げられませんが、既に少なくない額の収入があり、コロナ対応の広報経費として活用させていただいております。

なお、ユーチューブの発信については、県内はもとより、全国の自治体からも問合せが相次いでおり、先般は先ほど議員からもご指摘のありました絶大な発信力を有する知事のいる大阪府からも収益化プログラムについて問合せがあったと担当者から報告を受けております。

こうした様々なソーシャルメディアを通じて、私たちむつ市に住む市民一人一人が心をつなぐようにコロナに立ち向かえるよう、単に伝える発信ではなく、伝わる発信を目指して、その強化に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、田名部まちなか地区都市再生整備計画についてのご質問につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

市では、むつ市総合経営計画に「コンパクトシティ構想によるまちづくり」を掲げ、田名部まちなか地区におきましては、歩いて暮らせるまちづくりによる回遊性やにぎわいの向上を図り、暮らしやすいまちの構築を目指していることから、田名部駅通りの商業施設は、市民の皆様にとりまして重要な役割を担うものと認識しております。

このような中、本年1月1日にスーパーマーケットが休業したことに伴い、近隣の商店街や住民の方からは、「コロナ禍で客足が減少している中、さらに人通りが減ってしまった」、「買物に困っている」、「早く再開してほしい」などの声を伺

っております。現在都市再生推進法人である田名部まちづくり株式会社と民間事業者が連携し、営業再開に向け、国土交通省所管のまちなかウォークアブル推進事業により改修の検討を進めていると伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新小川橋改修の必要性についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 新小川橋改修の必要性についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、耐震診断及び長寿命化計画の結果について、ご質問の2点目、拡幅計画及び歩道橋架設については関連がありますので、一括してお答えいたします。

新小川橋は、昭和44年の架設後、51年を経過しておりますが、平成27年度の定期点検では構造物の機能に支障が生じていない予防保全段階に区分されるものと判定されております。現在のところ、拡幅や歩道橋の架設などの改修は計画してはおりませんが、本年度実施した定期点検の結果や道路環境等を考慮して、むつ市橋梁長寿命化修繕計画の次回改定の際に新小川橋の将来の在り方について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） 再質問をさせていただきますが、順番を変えて質問させていただきます。

初めに、田名部まちなか再生整備についてお伺いをいたします。先ほど市長から答弁がございました。地域の方々は、非常によりどころにしていたスーパーがなくなったことで、寂しさではなく、本当に困っているというような状況で、今回かなりあちこちからお話を受けることになりました。ちょっと私ごとになりますけれども、松木屋にな

る前の建物というのは、青森県の土木事務所が建てていたところであります。私は、田名部駅前に住んでいましたので、小学校からその土木事務所の中を歩いて、近道をして通っていたというふうなこともあって、何とも親しみが湧いてくるのであります。

それはさておいて、あの建物にお買物に来る方々というのは、本当にあの通りが栄えていたといいますか、繁栄していた頃の方々がそのまま残っているというように思っています。地区で言うと、田名部町、本町は当然ですが、柳町、栗山町、そして横迎町の一部、上川町、赤坂、土手内に至るまで、その範囲で歩いて来られる方々もいるのです。ですから、全く買物できる場所、または食につながる店舗がなくなったということについては、非常に困り果てているというのが現実であります。

それにもかかわらずこのたびの再生計画では、今日も追加提案がありましたけれども、市内の市営住宅を集合して団地計画がなされるということで、何とか思うように運んでいるのかなと、こういうふうに思うわけであります。なかなかその完成を待つタイミングと、お店が再度店を開いてくれるタイミングとといいますか、それまでになっただけであればいいのでありますけれども、そうなるのかもしれないのかということについては、今のところはっきり申し上げることはできない。そういうふうには市民の方々にも伝えられないというような状況であります。

そこで、市の思いとしては、先ほども壇上で高齢者の方々が歩いてでもというふうな話をさせてもらいましたけれども、なかなか時間を待たないというお客さん、買物、または期待している地域の方がおるわけでありまして、その辺に合わせるものとして、少しニュースソースといいますか、別の角度から何かいいものがあつたら、市民の方に

お知らせ願えればと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、市の基本的な考え方ということなのですが、一民間事業者が、市に進出してくる、あるいは撤退をするということに関して、これは全く我々としてはまず関与できないということが基本原則だと思っています。ただ一方で、田名部駅前の商店街のエリアというのは、田名部まちなか再生事業として今都市再生整備計画の中にも位置づけられていて、むつ市のコンパクトシティという中で、極めて重要なエリアであります。まして、これから市営住宅の集約建て替えということで大規模事業が始まっていくということになりますと、当然住民の方も増えていくということですので、特別な形での私たちの関与というか、協力というものが必要なだろうと、そのように考えています。そうした中で、今田名部まちづくり株式会社が国土交通省の支援を得ながら、当該施設についての改修を行っているということは、まさに早期の開業に向けて準備をしているというふうに私たちは理解をしていますので、もうしばらくお待ちをいただくということで、明るい展望があるのかなと、このように私どもとしては考えてございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） ただいまの市長の答弁をいただいて、市民の方は何とか期待をつなげていこうと、こういうふうに思ったに違いありません。

そこで、お話の中に出てきた田名部まちづくり株式会社との関係性を持って再開発を進めていかなければならないというお立場でありますので、その辺の、田名部まちづくり株式会社は民間でありますから、中身には触れられませんが、あそこの再生地区そのもの、特に今の松木屋さんであったり、向かいのバスターミナル、ここは再生の中

でも面積の広い場所になるわけでありませう。核になるのは間違いないことであるので、ぜひ将来的なまちづくりに、従来のような繁華街とはならなくても、目的とする人が寄り添うまちづくりになってもらえればと。そこで、ただいま説明にもあったように、国土交通省のほうにそういう助成の申請をしているさなかだということでありませう。

私も以前から、あの通り、何とかならないものか、またはバスターミナルの老朽化に伴って、将来何か形が変わったことにつながって、にぎわいのある田名部町のほうへ通り抜けられるというようなことが可能にならないのかなと勝手に模索してきたこともあります。その範囲としては、田名部駅前の団地から、先般整備されました代官山の公園まで、開発しようとするれば結構な面積であります。そういうふうなところの核となる部分の今後の計画について、まだ発表してはいないものの、広い面積を持っておられる場所を有効的に使っていく可能性があるのかどうか、計画の中にあつたらぜひお知らせを願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

現在むつ市は、田名部まちなかのエリアも含めて国土交通省のまちなかウォークアブル推進事業、このモデル都市を目指して今応募させていただいております。「ウォークアブル」という言葉がすごくなじみのない言葉だと思うのですが、簡単に申しますと、町なかにおける居心地がよく、歩きたくなる空間づくり、これを促進する事業のモデル都市として今応募しているということです。我々としては田名部まちなかのエリアも含め、代官山までの一体的な形の中で、滞在者等の滞在、交流の促進が図られるですとか、交流の拠点に資するような代官山の整備に努めるですとか、あるいは良好な景観な形成に資する店舗の形成に努めるで

すとか、そういったことをこれからまちづくりとして取り組んでいきたいというふうに思っています。

モデル都市に応募しているのは、選定されれば、やはり高い国からの補助、交付金の助成が受けられるということもありますので、国土交通省と連携をしながら、この事業をしっかりと進めていって、高齢者の皆さんが安心して歩いて暮らせるまち、これを目指していきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） ありがとうございます。

この田名部まちなか地区都市再生整備計画、地方再生コンパクトシティを目指すというようなことのこの団地に関することは、大分以前から、前市長の頃から構想を練っていたようであります。宮下宗一郎市長になられてから、平成27年ですか、これは平成34年頃までで完成させたいというようなことでやってきていたと思います。多少の遅れはあったとしても、今核を失ったあの近辺の方々にも、まだまだ将来活性が見られる地区になるよと、小さいながらコンパクトシティを目指して、旧本町、田名部駅前通りというのは復活するのだよというようなことを併せて広報していただきたいと、このように思います。

次は、3番目に質問した新コガワバシというのですか、オガワバシなのか、そちらの質問に移らせていただきます。ただいまの答弁で、橋の年数とか、耐震診断とか長寿命化の結果をお聞きいたしました。次の回には何とか検討してまいりたいというような部長の答弁もありましたけれども、私が記憶してきた限りの話で、これも少し古くなりますが、以前にも話があったのです、一般質問にもあったと私は記憶していますが、なかなか改修できない、やむを得ない。であるならば、その新小川橋と大瀬橋の間に橋が架からないかという

ようなことを言われてこられた方もおったとは思っています。立派な橋でなくても、歩行者が通れるような。それはどんなことかといえば、言わば小学生、今は人口減少で子供たちが少なくなりましてけれども、第二田名部小学校というのはマンモス学校であります。その子供たちが直接短い距離でもって学校に通えるというようなことがなくて、どちらかの橋を迂回して来なければ、遠回りして来なければ、なかなか時間もかかって大変だというような話。苦生小学校ができましたし、大分学区が分かれて、そういうこともなくなったかなというようなこともあるわけです。がしかし、危険性がある橋としては、ずっとそのままの流れをたどってきているのであります。

改修に向けてというようなことで、時間がかかるというようなこともありますけれども、私はもう少し方法論を変えてといいますか、何とか手をつけることができないのかなと。こういうふうに思っているのであって、実はこれも突拍子もない話になるかも分かりませんが、国道の小川町の変則四差路といいますか、十字路から今のお話している橋を越えて、その辺まで、全体的に考えて整備が可能にならないかなと、私はそう思うのですが。

あそこには、先ほど壇上でも申し述べたとおり、民家が道路ぎりぎりまで林立しているという状況でありますので、地域の方々にご協力を願わなければ幅はできないのです。何とか以前あの辺のおうちに住まれてきた方々の事情も大分変わってきたのではないかなと、私はこうにらんでいるといいますか、時代が来れば、時として思いがけないことに発展するということもありますので、その可能性を探ってみたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、今人口が減少してい

て、交通量が減っていて、交通量の中には、当然歩行者交通量も含めて減っているというのが市内全体の模様だというふうに思います。市内に限らず、橋を架けるという動作そのものは、これはやはり人口が増加して、交通量が増加して、それを何とか解消したいという思いの中での事業なのだと思います。ですから、最近の私たちの橋の事業というのは、点検から始まって架け替える。架け替えるというのは、架け直すということと、それから修繕をするということに尽きているのかなというふうに思うわけです。

したがって、新しい橋を架けるということそのものを今検討するというのではなくて、やはり既存の橋をベースに、今のご指摘のあった新小川橋が線形も非常によくはないということもありますから、そういったことから議論を始めていくということで我々としては考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） このことは、大分長いスパンになるというふうに思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、市長の政治姿勢について、リーダーシップに係る質問をさせていただきます。

議長にちょっとお許しをいただきたいのですが、政治姿勢に関わることでありますので、寛大な配慮をお願いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 分かりました。

○16番（富岡幸夫） 質問が多岐になりますので、よろしく願いいたします。決してこの質問は、市長を忖度するとか、よいしょするとか、そういうものでもありませんので、よろしく願いいたします。

まず、このたびのコロナに係ることで私もお聞きしましたけれども、ワクチン接種について基本

コンセプト、言わばこれから接種するに当たっていろいろなプロセスがあるわけですが、コンセプトを立ち上げて頑張っていきたいというような表れだろうと思います。私非常にこの「プロジェクトG」、中川五郎治、小針屋佐七のことでありますが、どこからパクリでもあったのかなというような思いで見えてきましたけれども、そういうことは別として、伝染病について中川五郎治を取り上げたというようなことでありまして、非常によかったなと、こういうふうに思っています。なかなかこの辺のこの意味、市民には伝わらないと思いますので、いま一度市長から、こういうことを狙って、こういう立派な方がいたのだよというようなことを、いろいろまだ言い足りないところがあったらお話ししたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） このワクチンの接種の事業というのは、国家を挙げてのプロジェクトであると同時に、市を挙げてのプロジェクトです。市役所だけが頑張れば達成するというだけでもなくて、市民の皆様の協力を得て、それこそ心を一つに一丸となってやらなければいけない事業だというふうに私どもとして認識しています。そうした中では、分かりやすいコンセプトを出して、そのプロジェクトに向かっていく気持ちの一つにしていくということが求められるというふうに私としては認識しています。それを「プロジェクトG」と。「プロジェクトX」、これパクったわけではなくて、パクるといふか、まねたわけではなくて、「プロジェクトX」のようにみんなで頑張っているということで、「プロジェクトG」というふうに名づけさせていただいています。

中川五郎治については、これはまさに地域の偉人でありまして、川内出身であることは皆さんもご承知のとおりですが、当時江戸時代の終わりの頃にロシアに連れていかれてといふか、しばらく

シベリアのほうで抑留というのですか、されてきました。ただ、その中でも故郷への思いを忘れずに、何か日本に貢献したいと。そして、戻れるかどうかは分からない、もしかしたらこの地で死ぬかもしれないと思っている中でもロシア語を勉強して、マスターして、その帰ってくる途中のところで、たまたま当時世界的な脅威であった天然痘に対する種痘法というのでしょうか、いわゆるワクチンの接種のようなことが書いてあるロシア語の本を見つけて、それを持って帰って、日本で広めたというような方です。現実には、広めたのは北海道の辺りで、全国には広がっていないということはあるのですが、ただその先進性たるや、国際性あるいは先進性というのは、現代の私たちが見習うべきことがたくさんあると思います。そして、そのような形で世界的に猛威を振るった伝染病を、その一人のむつ市出身の方が克服するために尽力をしたという歴史が私たちにはあるということをお知らせして、市民の皆様にも知っていただいて、さらに心を一つにこのプログラムに取り組んでいくきっかけにしたいと。このような思いから、中川五郎治のGを取って「プロジェクトG」と、このように名づけさせていただいてございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） 大変ありがとうございます。本当に偉大な人間であったと思っております。リーダーというよりはパイオニア的存在の人間であります。

そこで、次にまた少しがらっと変わりますけれども、市長の施政方針についてちょっと伺いたいです。この定例会での施政方針については、「分断」から「結束」、そして「笑顔」ということで、市民に対して非常に心に訴えるといえますか、市民の方に響いてもらって事業を進めていきたいというようなことの表れがあったのかなと、私はそう思っていますけれども、最近の市

長の施政方針というのはどんどん短くなってきています。これは、別にそのことをどうこうという話ではありません。私などは、以前は長年施政方針を聞いてきていますので、杉山元市長の時代には、施政方針、重点施策というようなことを常に取り上げて、ずっと説明をしてきたと。宮下宗一郎市長も、最初はそういうふうな重点施策を出しておられました。しかし、ここ2期目になってからは、どんどん重点施策というのが中に軽く盛り込まれる。軽くと言えば大変失礼ですけども、重点的なことが数多く市長はやられているから、その説明をしているいとまがないと、私はこう思ってしまうのです。

例えて言うと、大学を持ってくるとか、または今回の病院の遠隔手術ですか、医療、これなどの話とか、またはむつりハビリテーション病院の移譲だとか、次から次へと政策が訴えられてくると。我々にしてみると、重要案件ですから報告してほしいのですが、言わば施政方針ではなくて、全員協議会とか臨時会とか開いていただいて、いろんな話を聞くというようなことにつながってきているのです。市長がその辺を少し変えてきたのかどうかわかりませんが、施政方針についての思いがあったら、ちょっとお聞かせください。

○議長(大瀧次男) 富岡幸夫議員に申し上げます。間もなく申合せ時間となります。

答弁は簡潔にお願いいたします。市長。

○市長(宮下宗一郎) 私自身は、政治というのは哲学だと思っています。政治家というのは、その言葉で人々の心をついにしていくということが求められているというふうに思います。したがって、政策の羅列ということよりも、数ある政策を貫くその姿勢、まさにリーダーシップということも含めて、そのことについて施政方針として語るべきだというふうに考えています。

政策というのは、結局は哲学の発露であったり、

心をついにするきっかけにしかならないというふうに思っていますので、一方で政策を挙げると、今回も数十にわたる新規事業で、どれもこれも実は紹介したいということで切りがなくなるという事情もありますけれども、まずはやはり言葉で市民の皆様の心をついにするための動作の最も大切なものが施政方針だというふうに私は理解していますので、短くなったことに意味があるのではなくて、短いからこそ価値のあるものだというふうに理解していただきたいと思います。

○議長(大瀧次男) 16番。

○16番(富岡幸夫) リーダーというものは、そのように時には簡潔に、そして時にはじっくり説明をするというその緩急が必要だと、こういうふうにも思います。そのリーダーにふさわしき姿というのは、市長も先ほど述べられていました。

このたびのコロナにおいて、早稲田大学の政治経済学術院の河野勝教授、ちょっと長くなりますけれども、「政治家のリーダーシップは、いわゆる「平時」ではなく、現下のコロナウイルス感染のような一大危機が国家に迫るときこそ真価が問われる。人々は自らの生命、財産、あるいは社会の秩序や安定が脅かされると、自分たちが選んだ政治リーダーに対し、危機を乗り越えるための指針や希望を示してほしいと期待する。そこで問われるのは、具体的には、的確な状況判断、大胆かつ迅速な意思決定、その決定の根拠となる経緯について説得力のある情報発信をする能力、さらには自らが下した決定について責任を取る覚悟を感じられるか」ということを市民は、国民は見ている、「品定めしている」というように言っております。

ここの最も政治家として大事な覚悟の部分、これはぜひ今後政治家として長い人生を踏んでいく市長には、その辺に思っているものがあつたらお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長、簡潔に答弁をお願いします。

○市長（宮下宗一郎） 分かりました。お答えいたします。

全て、結局は市で行った事業、そのことの責任というものが私が負うことになるということで現在も自覚しておりますし、今後議員からいただいた言葉を胸に、さらによきリーダーシップを発揮していけるように精進してまいりたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） メディア活用にも触れさせてもらいました。青森県内の10市の市長の皆さんがどれだけメディア活用して情報発信しているかというようなことを見ました。やはり市長はすばらしいの一語です。定例記者会見、数多い。そして、動画で情報発信を続けているというようなこと。ツイッター、これも旧3市の市長、八戸市はツイッターなどはありません、動画もありますが、青森市長と競うような形の情報発信をしていると。先ほど市長が紹介してくれましたけれども、大阪府からも問合せがあるくらいだというようなことで、非常に頼もしい。何とかこれを続けてやっていただきたい。

そういうふうなことで、リーダーシップというのはいろんな意味で市民に伝わり、県民に伝わっていく。先ほど言いましたけれども、中央のマスメディアにも取り上げられるということは、ある意味国にも影響力を持つというようなことにもつながっていくというふうなことでありますので、ぜひこのまま続けて頑張っていたいただきたいと思えます。

まだいいですね。

（「あと13秒」の声あり）

○16番（富岡幸夫） ちょっと待ってください。

それで、今日の新聞、いやあ、すばらしいです

ね。「どちらが知事か」というような見出しで、むつ市長を引き合いに県議会議員で話が出てきたというようなことで、この中に「トップの声が届かない」というようなことで県知事が言われているのであります。市長の、何とか市民に伝えていきたいというような思いが、まさにこういうふうにしてあちこちから拾われるといえますか、話題になるというふうなことで、誠に結構だと。何か市長には、また違う場面での呼び水がここにあるのかなというようなことの思いもしてしまうのでありますけれども、そういう勘ぐりは全くしたくはありません。

そこで、そこでといたしますか……

○議長（大瀧次男） 富岡幸夫議員に申し上げます。

申合せ時間でございますので……

○16番（富岡幸夫） 最後に、若い市長が若い職員を連れて、このようにして頑張っておられる。私たちの時代ではなくなったなど、こういうふうに思っております。ぜひこの勢いを維持していただきたい。

連合艦隊の山本五十六の話ではないですけども、「やってみせ 言って聞かせてさせてみて 誉めてやらねば 人は動かじ」でありまして、職員たちは市長の姿を見ていますと、こういうふうにも思っておりますし、みんな注目していると思えます。ぜひ頑張ってこの市政を遂行していただきたいと、このようにお願いをして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、富岡幸夫議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎原田敏匡議員

○議長（大瀧次男） 次は、原田敏匡議員の登壇を求めます。18番原田敏匡議員。

（18番 原田敏匡議員登壇）

○18番（原田敏匡） 18番、会派未来への轍の原田敏匡です。むつ市議会第247回定例会において、本日最後の一般質問を務めさせていただきます。

今年度をもって退職される氏家教育長をはじめ職員の皆様には、これまで長きにわたり変化に富んだ時代を支え、尽力されてきたご功績とご労苦に対し、心から敬意を表する次第であります。これからも地域発展のためにご尽力をいただき、これからの人生が充実したものであるよう、ご活躍とご健勝を心からご祈念いたします。

それでは、通告に従いまして、3項目4点について質問いたします。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに1項目め、使用済燃料中間貯蔵施設に関する一連の動きについて質問いたします。

1点目は、市長が発言した「むつ市は核のごみ捨て場ではない」の深意についてです。12月18日、電気事業連合会との面会後の報道、また翌日の新聞紙面に「ごみ捨て場」の言葉が市長の発言として大きくクローズアップされました。面会後行われた行政報告でも同様の発言はありましたが、一連した前後の言葉により、この議場にいた誰もが何の違和感もなく、その発言を受け入れていたのではないかと思います。しかし、「核のごみ捨て場ではない」といった発言だけがクローズアップされると、受け手によっては、中間貯蔵施設に一時保管する核燃料全てがごみなのかといった疑念を抱かれかねません。そこで、そういった懸念に対し、市長の発言の真意についてお伺いします。

2点目は、施設共用化案が既成事実のように取り扱われ、他自治体に選択肢の一つとして提示されていることについてです。2月12日、関西電力が当市の中間貯蔵施設を電力会社により共同利用する構想を選択肢の一つとして福井県に提示され、その後市は、短期間の間に数度にわたって声明を出す異例の対応を取っています。共用案が浮上した際、市長はもとより議会の中からも地元軽視の極みとまで不快感をあらわにされたにもかかわらず、当事者置き去りの現状が続くことに、私自身理解に苦しむといった感情を通り越して、むつ市、そして青森県が小ばかにされているのではないかといった思いさえ芽生え始めます。

そこで、このたびの関西電力の動向と当事者である市、そして県が置き去りにされ、既成事実だけが積み上げられている現状に、一般質問通告後行われた記者会見で、その見解は示されているものの、改めて市長の考え、思いをお伺いします。

2項目め、水道の私設管について質問いたします。私設管は、管の所有者が個人、法人のものを指しますが、その中でも今回は法人の開発行為、いわゆる不動産会社が販売する分譲地のことですが、そこに設置された配水管に焦点を当てた質問となります。

私設管の維持管理に係る費用は、所有者である法人が負担することになりますが、その所有者である法人が倒産等をした場合、書類上には名義が存在しても、現実的には所有者不明となり、維持管理されることが困難となります。代わって、市で維持管理を行おうにも、その管は私有財産であることから、法的にその権利がなく、手の出しようがありません。結果として、その私設管を利用する世帯は、その管の耐用年数が過ぎようとも、水質の劣化があるまで維持管理されことなく利用し続けなければならないのが現状であり、既にそういった状況下にある世帯が相当数あることは

市も把握していることと思います。

そこで、法人の開発行為により設置された配水管が倒産等により所有者不明となった場合、将来にわたって維持管理されることなく使用していかねばならない現状について、公営企業管理者の見解をお伺いします。

3項目め、コミュニティ・スクールについて質問いたします。コミュニティ・スクールは、変化の著しい社会の中で、複雑化、困難化する学校課題を解決し、学校と地域が連携、協働し、子供たちのよりよい成長を支えていく地域とともにある学校づくりの推進を目的に、平成30年度から関根地区をモデル校として導入が進められ、本年度市内の全小・中学校に導入の予定となっております。

そこで、導入状況と、このコロナ禍の中、十分な活動ができていない地区もありますが、導入後の成果、また見えてきた課題についてお伺いします。

以上、3項目4点につきお伺いいたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、使用済燃料中間貯蔵施設に関する一連の動きについてのご質問の1点目、「むつ市は核のごみ捨て場ではない」という発言の真意についてお答えいたします。中間貯蔵施設は、将来新たな燃料資源として活用されることとなる使用済燃料を資産として一時的に貯蔵管理するための施設です。したがって、当市に立地し、中間貯蔵事業を行う事業者は、リサイクル燃料貯蔵株式会社と名称されています。

このような中で、今回突然全国の使用済燃料を施設があるからという理由で引き受けるというよ

うな形に見えてしまえば、結果として各地で要らないものとして取り扱われる使用済燃料を引き受けるかのように思われてしまいます。そのことによって、当市に立地する中間貯蔵施設が、ある意味核のごみ捨て場だという印象を持たれてしまうおそれがあることを申し上げました。全国民がそのように思ってしまうことで、青森県民やむつ市民が深く傷つけられるのではないかという懸念からの発言であります。

なお、当然のことながら、立地協定に基づきむつ市へ搬入される予定の使用済燃料は、あくまでも資源であり、ごみではなく、またあたかもごみのように捨てられるかのごとく搬入されるべきではないとの観点から、あえて「ごみ」と表現した次第でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、施設共用化案が既成事実のように取り扱われ、他自治体に選択肢の一つとして提示されていることについてであります。考えられないというのが私の率直な思いであります。

まず、共用化案が既成事実化して報じられている点につきましては、市政記者会を通じ、「そもそも案は存在すらしておりません」と見解を示させていただきます。

また、存在すらしない共用化案をもって原子力発電所の再稼働に伴う県外搬出先の候補地点の提示、あるいは共用化が選択肢の一つとなることも必然的にあり得ないということも、同じく市政記者会を通じて見解をお示しさせていただきました。

さらに、このような不安や誤解を招く報道が続いたことから、先般中間貯蔵施設に係る立地協定の当事者であり、電気事業連合会の一員でもあります東京電力ホールディングス株式会社を通じ、ご指摘の会社に強く抗議する旨申入れを行ってお

ります。

今回の一連の報道により、市民の皆様には本事業に対する不安感や事業者に対する不信感を抱いた方もいらっしゃると思いますが、市といたしましては、長年にわたり築き上げてきた地域との信頼関係が損なわれることのないよう、今後も毅然とした態度で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（村田 尚） 水道の私設管についてのご質問、法人の開発行為により設置された配水管が倒産等により所有者不明となった場合、将来にわたって維持管理されることなく使用していかねばならない現状についてにお答えいたします。

上下水道局では、管路管理システムで配水管等に係る情報等を管理しておりますが、法人所有の配水管等の一部で所有者変更の届出がない管や倒産等により管理者が不明となった管については、現状把握できない状況となっております。現在は、新たな給水装置工事の申請があり、所有者不明管に係る情報が判明した場合等に情報の更新を行っているところであります。

維持管理されていない所有者不明管は、漏水や破損による断水等の危険性が生じる場合も考えられますことから、今後は開発行為を行った法人の現状や所有者不明管を把握する方法、また利用者に対する周知等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 原田議員のコミュニティ・スクールについてのご質問にお答えいたします。

全小・中学校への導入状況及び導入後の成果と課題についてであります。コミュニティ・スクールは地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の規定により、学校と地域が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校づくりを進めることを目的として、それまで実施していた学校評議員制度から移行する形で、平成30年度より関根小学校及び関根中学校をモデル校として導入いたしました。そして、令和元年度には大平小学校及び大平中学校、今年度は市内の全小・中学校で導入をいたしました。

導入後の成果についてであります。今年度は完全導入初年度でありますことから、各学校の実情に応じて取り組んでおります。

学校現場からは、緒についたばかりであり、新型コロナウイルスの感染症の影響も考慮すると、これからの取組が重要となると伺っております。

コミュニティ・スクールは、学校評議員制度と比較して、学校と地域が共通の目標等を共有し、その達成に向けて共に議論を重ねることで学校によりよい発展につながるなどのメリットがあるとされております。教育委員会といたしましては、学校や地域の実情を踏まえながら、子供たちのよりよい成長を支えていく組織となるよう、取組の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） ご答弁いただきました。それでは、項目順に再質問をさせていただきます。

まず、1項目目に関してですが、国に回答を求めた懸案事項について、前回の行政報告の中でも一部報告されてはいますが、改めてその懸案事項、幾つかあると思うのですけれども、その詳細をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 国に回答を求めたというよりは、国が回答したいと言っているというふうには理解をしてほしいなというふうに思っております。

この懸案事項ということについても、その場で何点かということ整理してお話をしましたけれども、前の日に来るということが分かってから整理したということにすぎませんので、ある意味懸案事項はこれにとどまるかどうかということも前提としてはあるというふうに理解をしてほしいと思います。

ただ、その前提に立ってそのとき申し上げたのは、5点ほどあると思いますが、1点目がごみ捨て場ではないというお話、それから2点目が最終処分場ではないというお話、それから3点目が全国の使用済燃料の受皿になる必然性というものがむつ市にはないということ、4点目はこれまでのむつ市の歴史というものをしっかりと考えてほしいということと、最後には自治の問題に触れ、自分たちの未来は自分たちで決めるということ、押しつけないでほしいということをお願いしたということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） ただいまいただいた懸案事項についてですが、既に様々な媒体で報道されています。単純に懸案事項のみが伝えられているものもあれば、今答弁いただいた内容の一部が記載されているメディアもございます。先ほど富岡幸夫議員の一般質問でもありましたけれども、10分が10秒、10分が3行という報道に対するお話がありました。そこで、これはよく世間一般に言われているのですけれども、マスメディアが政治家の発言を報道する際、先ほど言いました放送時間や文字数の制限等で、一部分を切り取り報道することで、受け取る側によっては、本来の趣旨とは異なる内容で伝わってしまうケースがございます。

今回の一連の報道の中で、市長が本来の趣旨もしくは思うところと、実際報道された内容にギャップを感じることはあったのか、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

市民の皆様にごできる限り分かりやすく、正しく伝えるということは、私たちとして常に意識をされていて、恐らく報道に携わる記者の皆様も同様のことで取り組んでいらっしゃると思います。ですから、記者の皆様との関係では、しっかりと伝わっていると思いますが、ただその記事になったものがそのまま出るのか、あるいは見出しがどうなるのかということで様々なことがあると。そういう一連の報道の中では、私たちが申し上げたこととギャップを感じるということがあったことも、また否めない事実であります。

例えば私たちが考えている単なる事実関係をコメントする「案として考えていません」というようなお話です。「案として成立していないのではないですか」というようなお話を、記事の上では「反発」というふうに必ずなると。繰り返し反発していると言っているような記事になっていきますけれども、ただ単に事実関係を淡々と述べているだけだと私たちとしては認識をしています。

そうした中で、世間の論調が、むつ市長が福井県の原子力発電所の再稼働を止めているみたいな話にどうも全国的になっていると。こんなおかしきことがあるかということで、そのことについては前回の記者会見で、迷惑だし、残念ですというふうなことを申し上げています。

私としては、私たちの意思がしっかりといろいろな場面で将来にわたって反映されるようにというふうに願っていると同時に、同じく地方自治を推進する立場ですから、福井県民の皆様のご理解を得て、福井県の立地地域の思いが一日も早く達成されることは願っていますし、そもそも福井県の原子力発電所の再稼働の問題については私は全く関心がないということはありません。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 最初の報道から、「対立」だったり、「溝が深まる」だったり、「反発」という言葉が本当に紙面に踊っていました。市長もおっしゃったとおり、何となく流れを見ると、議論しないほうが悪いのではないか、悪なのではないかというような論調にもなりかねないのは、少し危惧しているところではあります。

そもそも今回の問題の発端には、福井県との原発再稼働の条件として使用済燃料の県外搬出を求めていることにあります。再稼働の期限が迫っていることから関西電力が、ちょっと言葉を悪く言いますと、電気事業連合会を隠れみのとするように、私たちむつ市が認めてもいない中、候補地として「むつ市」という名前を使い蛮行に出たという見方も私はしております。福井県が、むつ市が案の存在すら認めていない中で、候補地としての提示があったとみなすならば、福井県が関西電力に加担して青森県の民意を傷つける結果となるというふうにも理解できる場所でもあります。福井県によって青森県の自治が侵害されることはあってはならないことだと思います。実際このことに関しては、現在行われている福井県議会の中でも議会側から非常に厳しい声が飛んでいるのも事実でございます。その辺を考慮し、また危惧しての発言ではないかなと考えるところですが、市長の発言もこうした考え方に基づいているのかどうか、見解をお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今原田議員がおっしゃったというのは、まさに一点の曇りもない正論だというふうに私は思いました。核燃料サイクルをお互いに推進してきた福井県と青森県という立場、それ以上に核燃料サイクルということ以上に地方自治を伸長、発展させるというそれぞれの自治体の立場から、まさに良識が、それぞれ私たちにとっても、先方にとっても良識が問われるというふう

に考えています。

そうした中で、そもそも存在しない案に困惑させられているという意味では、判断する側の福井県も福井県議会も、我々同様大変な迷惑を被っているのではないかなというふうに思いますし、図らずもお互いの地域が傷つけ合うような構図になってしまったことの重大さということについて、関係する事業者は重く受け止めるべきだと私は考えてございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 一方で、3月2日の報道によれば、これは青森県知事のコメントですけれども、「地元の理解を大前提に取り組んでほしい」。まるで自分たちが地元ではないかのように捉えられてもおかしくないような、この記事だけを見ると、そう捉えられてしまいます。実際に一部始終、その前後の発言を私聞いていないので、その意図というのがつかめないところではあるのですけれども、報道されている内容から得る率直な私の気持ちとしては、何となく投げやりの感じ、もしくはむつ市民の重大事を他人事と思っているかのような発言とも受け止められます。市長は、このことについてどのように考えているか、ご見解をお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

地元の理解というふうに知事がおっしゃったということですが、当然むつ市は青森県にありますから、ご自身の地元であるというふうに認識していただいているものと私は考えてございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 私もぜひそのようであつたらと思うところではあるのですけれども。

次に、1点確認したいのですが、2月19日に行われた電気事業連合会会長の定例記者会見の

中で、市長と面会したい意向があるということが示されました。その中で、先ほど再質問した懸念についての、先ほど説明いただいたその懸念事項なのか、違う懸念事項なのか、ちょっと分からないのですけれども、懸念についての説明の準備をしている旨の発言がありました。12月の面会の際には、市長からは懸案事項、先ほどまだまだ時間がないうちで提示した懸案事項なので、これから再度精査の必要があるというお話だったのですけれども、その懸案事項を国に回答を求めているというか、国が回答したいというような内容で、電気事業連合会とは後日その説明をするようなやり取りはなかったと認識しているのですけれども、私の認識で合っているでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

特に電気事業連合会さんとのやり取りというのは一切ございません。特にというか、一切ございません。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） そうすると、電気事業連合会さんは何の懸念に回答しようとしているのか、少し疑問符が浮かぶところではあるのですけれども、そういう状況は分かりました。

先ほど懸念事項、まだまだ再考の余地はあるというお話だったのですけれども、あまり「仮に」という言葉は使いたくないのですけれども、仮に国の回答が今回提示した懸案事項、十分理解できる内容であったとしても、東京電力分、そして日本原子力発電分と貯蔵量が既に決まっている中、そもそも共用という枠組み自体が可能なのか、入る隙間があるのかどうか。また、4者協定の取扱い等々、その時点でも共用化ありきの議論はあり得ないのではないかなと考えています。

そこで、国に提示した懸案事項は、回答の内容次第によっては、そういったさっきの議論に進む

要因となるのかどうかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

そもそも今の時点で説明をしたいという申入れ、日程も含めて、こういうものが一切ございませんので、その先の議論というのできる段階にはないと私たちとしては理解をしています。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 最後にもう一点だけお伺いします。

市民も、当然この件には強く注視しているところではあるのですけれども、その中にはこれまで原子力政策を推進してきた団体、そして反対している団体も含まれるわけですが、現時点では何となくアクションしづらいというか、何かやるにしても、行動を起こすにしてもタイミングを計りかねている雰囲気が見受けられます。現状まだまだそういった段階ではないのかもしれませんが、この辺の市民の関わり合いについて、現時点で市長の思うところがありましたらお聞かせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） この後、市民の皆様がどう議論をしていくかということについて、私が論じる立場にはまずないということが前提なのですが、そもそも共用化ということに関しては、議論する入り口にも立っていないということだと思っています。私自身が、今聞かれたら答えるという形で答えていますけれども、いろんなメディアとの関係で発言している根幹にあるのは、共用化を問うているわけではないのです。私共用化について発言しているわけではなくて、ですから議論を進めるとか進めないという段階ではなくて、では何を私が発言しているかという、立地政策の在り方そのものについて、私は今みんなに問うていると。これがすごく分かりやすく言うと、一事業者の思惑だけで、事業者の団体が案といっ

て空論を立ち上げる。それを他の立地地域に押しつける。それを、押しつけたものをほかの立地地域が判断材料にして何か物事を進めようとしている。いいですか、私が問うているのは共用化の話なんかではない。そのずっと前にある立地政策のことを言っている。そんな立地政策があつていいわけないというふうなことを申し上げているのであつて、ですからまさに今日、今議員とも議論させていただきましたけれども、そもそも共用化なんということを話し合うずっと前の段階に今いるということだと理解をしていただきたいと思ひます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） ありがとうございます。先ほども、再質問させていただいた中でも言ったのですけれども、今回の問題の発端は、電気事業連合会が共用化案の検討に着手するという申入れを本市が正式にお断りし、何の形もなしていない状況にもかかわらず、市長今おっしゃったとおり、一事業者が高い関心を表明し、その関心があつても共用化案が存在しているかのように扱われ、その後選択肢の一つ、候補地点の提示と内容が変化し、変容し、報道されてきたことにあると考えています。

あり得ないこと、まさに絵に描いた餅のようなことが既成事実かのように扱われてしまいました。共用化案の存在、提示があつたということは完全に否定されるべきであり、ましてや絵に描いた餅が今後勝手に利用されるようなことがあつてはならないと思ひます。

私は、議会人です。そして、市民の代表の一人でございます。この議会の声が、今行われているであろう福井県議会まで届くかは分かりませんが、一言申し上げれば、当事者の自治体が否定しているありもしない案を基にして、あるいはそれがあるかのように自分たちの判断に利用すること

があれば、それは福井県の方々が自分たちの地方自治、ひいては民主政体を自らがおとしめる結果となることにつながってしまうのではないかとあえて言わせていただきます。

市当局におかれましても、今後とも本件については毅然とした対応、これまで同様事実のみを報道し、かつ法に基づいて論理的な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、2項目め、水道の私設管について再質問します。先ほどこれから検討していくというお話だったのですが、前回の定例会でも同じような質問をさせていただいたのですけれども、その中では申請書はファイリングというか、そういう形で保管して更新はしていない、中身の情報は更新していないというお話だったのですが、その中で、法人が設置した配水管の中で最も古いものの申請の情報はある程度容易に取り出せるのではないかなど。申請書の一番下、引っ張り出せばいいだけの話なので、情報があるのではないかなどと思ひますので、その情報をお伺ひします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） お答えいたします。

口径50ミリメートル以上の配水管では、昭和47年に布設されたものが一番古いものとなっております。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） そうすると、私が昭和50年生まれ、今年46歳になりますので、約49年前に入れられた配水管であるということだと思うのです。そうすると、49年間というのは、もちろん管の材質にもよりますけれども、一般的にその49年という経過年数であれば、今の上下水道局の基準と照らし合わせて、例えば交換とかそういったタイミングの対象になるのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） 配水管の場合は、私どものほうでは40年を耐用年数としておりますので、それを経過したところをめどに布設替え等を行っております。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 実際その49年、今現在所有者がはっきりしているのかどうかというのは分からないので、何とも言えないのですけれども、そうするとやっぱり交換すべきような対象の管がまだまだというか、上下水道局が管理する必要がない管があるという事実だと思います。その管、私有財産なので、行政では手を出せないというのは重々承知しています。ただ、そういった中で、いざ不具合が起こった場合に迅速に対応できるサポートだけはつくっていただきたいなという思いがあります。

例えば実際に所有者不明の配水管に何かあった場合、交換しなければいけないという措置に多分なると思います。壇上でも申したとおり、業者が入れた1本の配水管で複数の世帯が使っているというのが現状ですので、仮に所有者不明の管を交換しなければいけない事態になったときに、上下水道局、現在はどのような対応を取るのかお伺いします。あわせて、使用している世帯への対応、これどういう形で説明したりだとかしていくのか、具体的にお願ひしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） お答えいたします。

所有者不明の配水管につきましては、議員おっしゃったとおり、法人所有の財産となっておりますので、上下水道局では布設替えはできません。しかし、漏水等の異常が発生した場合につきましては、水道水の供給を確保すること、また道路陥没や水圧に伴う二次被害を防止するために、むつ市水道事業給水条例第13条の規定によりまして、私設管におきましても修繕を行っているという状

況でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 修繕ができる状態であれば、それでもいいのでしょうかけれども、修繕では追いつかない、もう交換までしなくてはいけないとなった場合のケースというのは、今現在想定されていないのですか。その辺、ちょっとお聞きします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） 先ほども申しましたとおり、全部を取り替えるというのは個人の財産に手をつけることとなりますので、できません。県内の状況を確認いたしましたけれども、市部におきましても布設替え等の事例はない、修繕のみを行っているところが多くございました。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） おっしゃっていることは重々承知しています。ただ49年、一番古いのが。あと10年、20年して、本当に修繕だけでなくと使用できるのかといたら、現実問題そうではないですよ。どこかの時点で、今現在水道が普及して、まだそういった事例、県内でも、全国的にも少ないかも分からないのですけれども、確実にこの先10年、20年すると、そういう問題に直面すると思うのです、どう考えても。ですので、現在そういった状況がなくても、例えばその管を直接交換できなくても、新たにそこに配水管を埋めて引き直すとか、そういう対応に結局なってしまうのですか。それ以外方法はないのですか。その辺どう考えているか、ちょっとお伺いします。

○議長（大瀧次男） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（村田 尚） お答えいたします。

この件につきましては、原田議員おっしゃるように、法の整備を待たなければ、なかなか私どもで手出しのできるような状況ではないというのはご理解いただいているところでございます。そう

というようなところで、例えばその使っている個人の皆様方が共同で布設替えをするというようなところとか、そういうようなところは私どもに相談していただければ、適切なアドバイス等は差し上げられるのではないかなというふうに考えております。

再三申し上げますとおり、なかなか私どもとしても歯がゆい状況ではございますけれども、そういう手だてもあるのではなからうかというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） この辺でやめておきますけれども、そういう法的な部分の事情は重々承知した上で質問させていただいたのですけれども、いざやっぱり交換しなければならぬ。公営企業管理者おっしゃるとおり、使っている世帯で共同、お金出し合って埋め込むにしても、時間かかりますよね、1軒1軒水道課のほうで回って、説明して、予算も提示して、全部の世帯から了承を得るとなると、復旧するまで結構な日数がかかる気がするのです。ですので、その辺が簡略化というか、できるような体制、先ほど答弁いただいたとおり、データベース化するなり、その辺を整備していただいて、いざ何があっても、そこの部分だけは迅速にスピード対応できるような体制を今後取っていただきたいと強く要望して再質問を終わります。

3項目め、コミュニティ・スクールについてです。今年度全導入かかったのですけれども、コロナもあって、ちょっとタイミングが早過ぎたかなと思っているところなのですが、そんな中、あまり再質問しないのですけれども、ちょっと確認だけ何点かさせてください。

地域の事情とか学校の特色等々を考慮した場合、実際の運営に関しては統一的でもなく、画一的でもないものになると考えられますが、実情は

どうなっているのか。かつ運営について、教育委員会のその関わり具合というか、どの程度まで関わって運営されているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

先ほど壇上で答弁させていただきました部分と重複するところもございましてけれども、まず各学校には周囲を取り巻く地域環境、あるいは状況等は、議員おっしゃるとおり一様ではないというふうなことから、それぞれの地域の実情に応じた形で組織構成あるいは運営方法により実施をいただいているという実情でございます。

また、運営についての教育委員会の関わりという部分についてでございますけれども、まず一定の運用方法等について情報提供しながら、今般のコロナウイルスの感染症、こういうことを取り巻く状況等踏まえまして、実情に応じてできる範囲で行っていただいているというふうなところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も校長会等を通じまして、各学校に対しまして、改めましてこの制度の内容、目的、そういうふうなことについて周知をして、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 何で教育委員会との運営の関わりを聞いたかという、先進地域とかコミュニティ・スクール、実際もう導入して10年以上やっている地域もあるのですけれども、あえて教育委員会が関わらないようにしているらしいのですよね、やっぱりその地域の実情とか特徴をもっともっと伸ばすために。ですので、報告のみで終わるといったやり方をやっているところもありまして、その辺ちょっと今、あえて確認というか、聞いてみました。ただ、そうはいつでも今後コミュ

ニティ・スクール発展していく段階では、教育長おっしゃったとおり、どこかではサポートしていかなければいけないし、助言等もしていかなければいけないと思いますので、その際は積極的な関与をしていただければなというふうに思っております。

コミュニティ・スクールの導入による効果として、保護者や地域住民同士の関わりが増すことから、地域コミュニティの活性化が挙げられています。実際活性化しているといった自治体もあるのですが、これからの展開にそういった部分も期待したいと考えますが、教育委員会では今後の展望をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

ただいま原田議員おっしゃったような、そのような運営が一つの理想像というふうなことになっていくのだろうとは思っております。ただ、今申し上げましたように、やはりまだ始まったばかりということでございますので、まずは学校と地域がそれぞれ目標であるとか課題、あるいは校長先生が作成する学校運営の基本方針、こういうものを共有しながら、そして連携、協働というふうなことを通じまして、双方の活性化につなげていくと。ひいては学校を支援する取組が、そのようなことの繰り返しによって充実していくということ、あるいはそういうことで地域が元気になると。いわゆる地域とともにある学校の実現というふうなものをまずは粛々と目指してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 最後になるのですが、今教育長がおっしゃったような理想というか目的に向かっていく際に、やっぱり何かしらの今後の

推進に向けた計画書というか、推進計画みたいなものがある程度必要になってくるのではないかなと。そういったものがないと、なかなか前に進むこともちょっと難しいのかなと考えるのですけれども、その辺将来的に、より一層の推進に向けた計画書の策定等の予定はあるのかどうか、最後にお聞きします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

先ほど来申し上げておりますとおり、今年度についてはどうしてもコロナウイルスの関係で予定しているような学校のスケジュールどおりの活動ができなかったということがやはりネックになるということでございまして、いずれにいたしましてもこのような取組を進めていくに当たりましては、やはりPDCAというふうなものが根底になればならないのだろうなと思っております。そういう意味では、今年度はその評価というものが非常に難しい状況にあるのではないかと考えております。

ただ、現時点におきましては、推進計画といった策定については特段考えてはいないのですけれども、教育委員会といたしましては、現在の状況等を踏まえて、まずは取組状況、その課題等について各学校と共有しながら、また学校や地域の実情を伺いながら、保護者や地域の皆様にも取組の必要性、成果、そういったものを周知するなどいたしまして、コミュニティ・スクールというこの制度についての理解と参画を促す、そのような環境づくりに向けまして、両者が連携して取り組んでいけるように支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 何度も同じような答弁をさせて心苦しいところではあるのですが、もう

少し世の中の状況が落ち着いて、コミュニティ・スクール自体がもう少し定着したときに、再度その成果についてお伺いしたいと思いますので、その際はよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男）　これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男）　以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月5日は住吉年広議員、濱田栄子議員、浅利竹二郎議員、佐藤広政議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時03分 散会